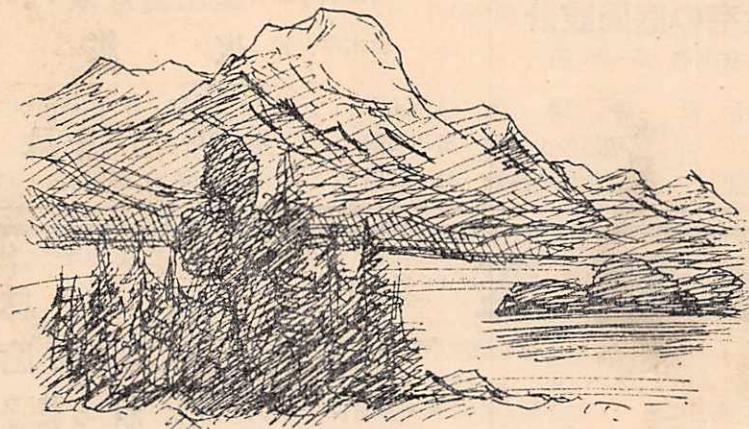


林業技術



(主 要 記 事)

第3回懸賞論文入選作品(三席)

我が国林野行政の重点施策とその具現方策について・浜 住 芳 一 (1)

× × ×

間伐の理解と普及とのために.....中村賢太郎 (7)

空中写真測量の過去・現在・未来について.....武田通治 (11)

× × ×

邱欽堂氏から「最近の台湾の林業」を聞く..... (13)

敬老座談会 (1) (15)

× × ×

講和後の日本経済(長野支部第2回総回特別講演)・稻葉秀三 (25)

× × ×

測量機械のニューフェース..... (24)

九州支部総会の記..... (表紙3)

125

訂正標準林学講義 分擔執筆博士

A5型 910頁 價 650円 田中 65円

蘭部博士・三浦博士・吉田博士
中村博士・田村博士・佐藤博士
大政博士・小島博士・藤林博士
櫻井博士・伊藤博士

吉田博士著	林價算法及較利學	価 230円	徳川博士著	江戸時代に於ける造林技術史的研究	価 200円
吉田博士著	改訂 理論森林經理學	価 380円	井上博士著	林業害虫防除論	上巻 価 300円 中巻 価 350円
中村博士著	育林學原論	価 350円	内田博士著	實用山林測量法	田畠 価 120円
中村博士著	訂正 造林學隨想	価 300円	宇野博士著	竹材の性質と其利用	価 50円
島田博士著	アメリカ林業發展史	価 150円	伏谷博士著	砂防工學原論	価 250円
島田博士著	林業簿記及收益評定論	価 200円	北島博士著	培養種菌に依る椎茸・ナメコ・榎茸の人工栽培法	価 150円
島田博士著	林政學概要	価 350円	岩出亥之助著	理論活用椎茸培養法	価 150円
三浦博士著	林業實驗と實習	価 350円	岩出亥之助著	食用菌蕈類とその培養	価 350円
田村博士	共著 小住宅の庭園設計	価 280円	鈴木博士著	火災學	価 500円
森歛之助					
	—送料各 65~80円—				

理著
想の書
廣江文彦著 社寺建築 価 350円
" 三十坪理想の小住宅 価 300円
鶴治庄次郎著 すみよき住居の設計 価 250円

東京・赤坂・一ツ木町31
地球出版株式會社
振替口座東京 195298番

林學講座 [最新刊]

本講座は斯界の権威ある大学教授並びに現場研究者によつて、林学全般に亘り系統的に講述された最新の内容をもつもので、新制大学のテキスト並びに現場技術者にとっての好適な指導書・参考書である。

森林施業 東大教授・農博 A5判上製 84頁 中村賢太郎著 定価160円 田中 30円

〔略目次〕立木構成、薪炭林の得失、伐採面、人工造林、面積施業、単木施業、伐採木選定基準、蓄積保育、造林樹種、混交林、施業方針、増産対策、他

樹病 林試技官・農博 A5判上製 128頁 伊藤一雄著 定価250円 田中 30円

〔略目次〕疾病の概念、バイラスによる病害、細菌類による病害、菌類による病害（寄生虫による病害）、病害の防除（殺菌剤）、その他の原因による病害、他

木材炭化 芝本武夫著 A5判上製 150頁 栗山旭著 定価280円 田中 40円

〔略目次〕木材の熱分解、木材乾燥（乾燥装置・松根乾燥）、製炭（我が国の製炭法）、木炭（炭化率・収炭率・木炭の用途・木炭の性質・収縮率）、他

測樹 嶺一三著 東大助教授 A5判上製 152頁 定価280円 田中 40円

〔略目次〕単木材積測定法（基礎論と伐木測定・立木の測定・略算法と目算法）、測定器具と測定法、林分材積測定法、年齢及び成長量の査定法、収穫法、他

林業政策 東大教授・農博 A5判上製 120頁 島田錦藏著 定価220円 田中 30円

〔略目次〕日本林業の構造、林業経営の技術と経済、林産物の需給、緊急経済と林業、植民地及び海外の林業開拓、森林政策基本立法、国有林政策、他

★ 林学講座以下続刊 ★

育林 東大教授 佐藤大七郎著

木材の防腐 東大講師 田村 隆著

木材の防虫 東大講師 田村 隆著

木材腐朽 林試技官農博 伊藤一雄著

木材理學 東大教授農博 平井・北原著

★ 林業関係図書 ★

林業經營計算 篠田六郎著
価460円 田中 50円

林木育種〔上・下〕 佐藤敬二著
価各420円 田中 50円

農用林概論 中島道郎著
価420円 田中 50円

技術經營 特殊林産 片山佐又著
価750円 田中 65円

森林作業法 中村賢太郎著
価280円 田中 40円

實踐育林學 中村賢太郎著
価380円 田中 50円

東京都千代田区神田錦町1の10

朝倉書店

振替口座東京 8673 電話神田 1924

本会 30 周年記念懸賞論文入選作品 (三席)

国有林野事業の一部公企業化について

(課題 我が國林野行政の重點施策と其の具現方策について)

名古屋營林局 浜 住 芳 一

目 次

- 一 緒 論
- 二 吾國林野行政上に占める国有林野事業の意義
 - 1 国有林の必要性
 - 2 国有林野事業殊に直営生産事業の必要性
- 三 国有林野事業特別会計の性格及び批判
 - 1 国有林野事業特別会計の性格
 - 2 国有林野事業に於ける公共性と企業性の検討
 - 3 国有林野事業特別会計の企業性に関する批判
- 四 国有林野事業に於ける生産事業公企業化の基礎
 - 1 公企業化の形態
 - 2 生産事業の範囲
 - 3 公企業化に伴ふ民間林業との関係
- 五 生産事業公企業化の具体策について
- 六 結 語
- 引用並びに参考文献

梗 概

国有林野事業特別会計が設立されてより 4 ケ年余、企業的運営が実施されて来たのであるが、本会計の内蔵する公共的、公益的性格と企業的運営との調和は実務上極めて困難な問題を提起して来たのである。国有林を対象とする本会計が公共性を根本理念とすることは論議のない所であるが、これと調和せんとする企業性の面について再検討をするのではなからうか。現行のまゝでは企業的運営は種々なる問題の下に単なる語義にすぎなくなると考へるに到り、この企業性に検討を加へ、国有林野事業の内より営利性を許容する範囲即ち生産事業を組織面、会計面に於いて分離しこれを公企業体化し現在の如き財政的、行政的、或は法律上の拘束を可及的に除き企業経営原理に基く経営を行ひ、経営をより合理的、能率的ならしめ、而も森林事業の本質に立つて国有林野事業全体の健全な発展に資せんとするための具現策を論じた。而してこの論題の下に国有林及び国有林野事業、殊に直営生産事業の意義と必要性を論じ、民間に巷談される官有民営論の危険性を説き、更に現在の国有林野事業特別会計の企業性について批判を加へ、

生産事業公企業化についてその必要性と具体策を論究した。

一 緒 論

昭和 22 年 4 月 1 日国有林野事業特別会計法が施行せられてより 4 ケ年余を経過したのであるが、此の間我々は森林事業として比較的新しい発展段階にあつて、この法的目的に沿つて事業の実行にあたつて来たのであるが、併し乍ら我々の経験し来つた国有林野事業の企業的運営、合理的経営、能率化等、これをひいては国民の福利への寄与に関して幾多の矛盾と実行上の困難に会つて、決して満足すべき方向に進み得たとは言へない状態にあるのではなからうか。これらの障害となる諸問題は決して新しく生起したものではなく森林事業がもつ複雑性或ひは抵触性からくるものであり、例へば公益的性質を多分に有すること、損益計算の困難なること、資源である蓄積財産の評価が適確でなく、ひいては財産状態の把握が困難であること等の一般経済状態との相違による企業的運営の困難性と、又一方、国有林野事業の企業的性格より来る運営の困難性、即ち経理を一般国の経済より分離して特別会計を行ひ、独立採算制を採つて来たのであるが、この企業の実態は、財政的、行政的、或ひは政治上の拘束を受け、企業的経営原理を取り入れることが困難であつて、かゝる矛盾と困難性のため国有林野事業の企業的運営、或ひは合理化の実績は十分挙げ得られなかつたのが現状であるように思はれる。勿論国有林野事業特別会計法第 1 条に言ふ企業的運営の語義の解釈によるものがあるとしても、こゝに利潤の追究は営利性を放棄しては考へられないところであり、現在の国有林野事業の有する公益的性格のものゝ内純然たる公共性に立つもの、例へば治山治水事業の如き国土保安の面又は造林事業の一部の如き水源涵養の面を含めた企業概念が妥当であるか否かは論議の起る所であらう。然らば果して国有林野事業が包含する企業性と公共性の部門に一線を引くことが可能なりやと云へば、これは又不可能な問題である。以上の如き内容の下に本法の運営を期すとしても、結果に期待するはむしろ無理であり、実行上種々の困難を生ずることは

又当然のことではなからうか。こゝに我々は損益計算の上において本事業を育成部門と加工部門に分けて考察しようとするに至つたのである、即ち森林育成の部門と林木加工利用の部門とに分け、後者に於いて比較的正しい企業經營原理に基く原価計算を行ひ、前者に於いて比較的派生価値の評価し得ない公共的面をも含め、森林育成を林木採取価値による再生産費によつて賄う思想の基に比較損益計算を行なはんとするものである。かゝる傾向は現状の回避にすぎず問題は企業的運営の可能性にありとするものである。こゝに国有林野事業は必然的に前記育成部門の公共性を多く含み、企業經營原理によることの出来ない部面と、加工部門の所謂企業的に運営可能の部面の二つに分けられるものと考へ、前者を一般国の経済をもつて經理し運営し、後者を更に自主的企業の形態、即ち完全なる或ひは眞の意味の公企業の形態にして企業經營原理に基いて運営すべきであると考察するものである。

以上述べ來つた理由と目的の下に筆者は国有林野事業の重要な性を痛感すると共に、之が運営にあたつて所謂育成部門を一般会計的にあつかい、加工部門を眞の意味の公企業化して運営することによつて森林事業の発展的經營形態を見出しうると考へ、而も現下我国林野行政の重点施策をここに至されんことを願ひ、以下これについて論じようとするものである。

もとより浅学にして非才でも研究も未だ浅く内容の薄弱なことは今後の研究に待つこととして、意のあるところを吐露しておきかたの御批判を得んとするものである。

二 吾國林野行政上に占める國有林野事業の意義

国有林野は我国林野面積の35%を占める面積を有し、蓄積において我国森林蓄積の43%にあたるのであり、国有林野事業の主なる内容は林木生産を主目的とする生産経済である。而して營林署の直営生産事業として行なはれる所の生産は用材で約6割、薪炭材で3~4割を占め、これが国民経済上に占める役割と同時に、森林の果す国土保安及び治水の役割は極めて重要であり、林野行政上国有林野事業の意義は又大である。森林と林業の本質論からして森林国有論を理想とすることについては、明治32年特別經營事業創設より、昭和22年の所謂林政統一においても、更に今次林野整備の問題に至つても相當に論議されたところである。こゝに国有林野事業の意義について以下数項これを述べてみる。

1 国有林の必要性

国有林保存の思想は歐米諸国に於いても、社会思想又は社会制度の変革と共に消長があつたのであるが、19世紀に至り自由經濟主義と共に国有林の売却論が擡頭し之の実

行に着手した国もあつたが、国有林売却が森林經營の特性よりして不合理のあることを覺るに至つた。これが前大戦後社会制度の変革に伴ひ森林の社会化が叫ばれ、森林の社会的公正と合理的經營を同時に達成するには民有林の国有化にあるとせられ、全般的な社会化運動と共に相当有力となり一部の国に実現を見たのであるが、やはりかゝる急激な変革は実行上重大な困難を伴ひ全般的実現に至らなかつたのである。併しながら森林所有の問題は単に社会思想に基をおかれるべきものではなく森林の有する性格に基き、社会的、又經營的特質によるものである。思ふに吾国にあつては森林面積が国土の7割を占め、而も地形的、気象的に森林繁茂の社会的意義が重大であり、且つ又木材の保続的生産を図り林産物供給の直接効用と、治山、治水の国土保安上の間接的効用を考へ併せるとき森林の特性の上に立つ林業政策が國家的に極めて重大であると言ひうる。更に森林經營の特性より木材の保続生産と森林蓄積の維持等所謂法正状態の理想へ森林の機能を活動せしめるに長年月を要するものであり、ひとたび之が破れる場合はたちまち森林及び国土の荒廃を來し而も回復は仲々困難とされるものである。更に森林を資本主義的経済の下におくなれば、林業が大企業形態を有利とする結果、土地兼併の傾向は著しくおこり、林産物需給の公正は破られ、而も森林の荒廃と国土の不安を來すに至ることは極めて憂慮されるものである。かゝる林業經營の特質、或ひは社会政策上の見地よりして森林社会化は必然であり、且つ又漸次その思想の進展をみる状勢にあると考へられ、国有林の必要性の思潮は更に大きくなるらう。

2 国有林野事業殊に直営生産事業の必要性

森林社会化の必然より国有林の必要性を述べてきたが、この国有林の管理經營に関してはその所有理論と同時に國営事業たるの性格を有することを弁ずることの必要はないと思慮される。即ち前述の森林經營の特性と森林の社会的地位及びその社会化への念慮よりして、国有林野事業としての必要なることは既に述べ尽した所である。このことに關して早尾氏の論文にある「森林国有の理想は資本主義経済組織の下においては到底相容れない所である」とすることも一概にかゝる前提をおく必要があるかどうかと云うことに疑点のあるところである。即ち資本主義経済の変遷を考へるとき、一般社会化史観の發展の上に我々は旧い資本主義概念にとらわれる必要がないと思ふからである。こゝに国有林野事業が一般国家経済から分離して特別会計として經營し、合理的經營を行ひ、而して木材及び薪炭の需給関係に於て社会的、公正の維持を目的として、經營されることが一つの進歩の段階であると云へるのである。即ち林産物需給の調節及び価格の調節と公正分配の問題も國営事

業としての大きい役割があり、森林の維持強化及び国土保安、水源涵養の役割も又国営事業としての必要性がある。

唯こゝに考へねばならぬことは各営林署で行なはれる直営生産事業の問題である。生産事業には立木売扱ひと官行伐木事業が主なものであるが、民間素材業者は業体が大きくなるに従ひ立木売扱ひを希望するようになり、そこに現在屢々聞かされる官行伐木事業が必要であるかどうかの論議が起る所である。こゝに本論文の主旨の基調となるべきこの問題につき明確にしておかなければならない。

官行伐木事業の是非を論ずる人々は勿論民間業界に多いと思はれるが、或ひは国有林内部に於ける事業担当者にしてこの論議を行ふ人があるのではなからうか、この後者については事業実行にあたり種々困難なる問題に会つて考へ至られるのであらうが、一見官行事業が所謂官庁事業の非能率と云ふ常套語のために事業の合理化と能率化の困難性と併せ考へられるもの、又は一方官行事業が数字面で赤字を示した場合、又は企業組織上所謂一般企業会社の如き労働或ひは能率に対する対価が与へられない等の点について考へ起す所の錯覚であらうと考へられるのである。即ち合理化能率化は組織の問題とも関連して極めて困難な問題であり、誰一人として非能率な行為を意識してするものではなく、合理的能率的行為に精進しつゝあるものであるが、これは一つに組織の問題に帰着するものである。又官行であれば赤字が出ると云ふ問題については、これは大部分は単に数字面であつて、殊に国有林野事業に於いては育成部門と云ふ非売管理を背負つてゐるのであり、純正原価でない原価を基として損益計算が行なはれることに考へ致すならば、若し直営生産事業それのみについて而も純然たる営利主義によつて経営するとするならば、断じて民間以上の黒字の出ることを高言してはよからぬ所である。組織の問題については経済情勢の変動或ひは事業内容の変動と共に有機的に構成されるべきであり、之が検討は常に行なはれてゐる所である。勿論この点が問題となる点であるが、次に一般会社との待遇比較については、事業の公益性、公共性の立場に立つて、それがあくまで私経済的見地に立つてなく、公経済的観念に立つてあることを自覺しなければならないのであり、以上種々の論議に錯覚を起してはならないと思ふのである。

更に前者についていえば、官行事業の不必要を説く最たるものには多く秋田、長野等国有林に依存することの大なる地方に多いと思はれるが、これらは主に直営生産事業を官有民営にする論議である。これは極めて虫の良い而も危険極まる主張であると云ふべきである。即ち国有林野事業の極めて良い部面を而もその甘い汁のみを吸はんとするものであると云はざるを得ない。こゝに若しその利潤の相当額を

国に還元するとしても、その額の算定は不可能であり、且つ又森林再生産費即ち育成部門を賄ひうるだけの利潤の還元をなし、その事業の赤字となることを考へるならば、これを更に具体的に進んで強力な国家の監督の下に跡地の造林及び育成又は荒廃防止を行ふ責任のもとに事業を行ふ場合ならば民間においてこれを受けるものはおそらくないであらう。然る場合民間の主張する官有民営論こそ森林の荒廃を招き、且つ又森林事業の独占化による林産物市場の混乱を招来することは必定である。

こゝに本論文の主旨の基調があり、森林の特性と森林の社会的地位に立つてあくまで現行国有林野事業の主旨に合目的に且つ又社会化的思潮に沿つて、現在の特別会計に且つ又国有林野行政面に検討を加へんとするものである。

三 国有林野事業特別会計の性格及び批判

前項に於て述べた国有林野事業の意義に基づいて、本事業の特別会計に検討を加へるのであるが、前述したように国有林野事業が公益性の上に立ち、且つ又企業的運営を行ひ、更に困難な損益計算を行ひつゝも特別会計としての新しい発展段階に入つて尙日浅い現在えの検討を行ふことは決して否定的立場に立つものではない。あくまで森林經營殊に国有林野事業の本質の上に立つて、ことにより合理的な運営を考究せんとするものである。

1 国有林野事業特別会計の性格

国有林野事業特別会計法第1条に「国有林野事業を企業的に運営しその健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する」とあり、こゝに本会計の目的は明かである。更に特別会計をもつて経理する国有林野事業の経営にあたつては、国有林野經營規程第1条に「国有林野は国土の保安その他公益を保持し、国民の福祉増進を図ることを旨とし、森林資源を培養し、森林生产力を向上するとともに、生産の保続及び經營の合理化に努めて、これを經營しなければならない」とあり、経営内容が判然としてゐるのである。こゝに勿論經營規程は特別会計法の範囲内にあるのであるが、特別会計法に云ふところの「企業的運営」の意義が極めて重大であり、それにより本特別会計の性格が明かになると云へるのである。

こゝに企業的運営とは、法律語としては従来ない用例であり、この企業的の意義は必ずしも判明とはいひ難いものであるが、この意味を決定することが本会計運用の根本理念となるものである。

此の見解については公、私法学者或ひは国民経済学者、經營経済学者の間にあつて種々なる見方があり、企業を営利的行為を為す主体でありとする見解と更に企業を以つて一つの經營所有組織として営利目的を排除する学者もある。又公企業觀念として営利の要素を除きこれに代るに社

会公益をもつてする。とせられる見解もあり、更に林学者は当然営利目的を許容すべきであり、而もこの場合普通利潤を最低限界として林業投下資本の運用を企図すべきであると云ふのであるが、以上の論点より今日慣用される企業概念は営利目的を要素とするものと解すべきであり、この見解が現在特別会計法の指導理念である。而してこの場合国有林野事業の公益性との調和については第1条に於ける「健全なる発達に資する」とあることにより汲みとることが出来るのである。こゝに於て、この特別会計の指導理念がどこまでも国民全体の福祉に貢献し国家百年の計に合することによつて真に国有とする意義があり、利潤の追求と云ふも、国家財政への寄与と云ふも、又林業経営の独善、地元民保護の偏重も、職員従業員の待遇問題にも、この点において限界が見出されるものであり、あくまで民主主義の理想にかなう、健全な発展に資する所にあるのである。

以上国有林野事業特別会計の性格が明かとなつたのであるが、理想として調和さるべき二つの大きい性格即ち公益性と企業性の問題が本会計実施面において極めて困難な問題を提示する。前記の野村博士の説の如くとしても普通利潤以下の事業は避けねばならないのか、と云ふ問題、或ひは独立採算制を探るための、即ち自主自弁を行ふ為に企業的運営と云ふ語が用ひられたのではないかと云ふ問題、又更に進んで企業的経営原理に従つて運営することが単に営利目的と云ふ概念と離れるとしても実施面において行政的、財政的或ひは政治的拘束に縛られる面等の問題が起るのである。こゝに公共性と企業性の検討を加へる必要がある。

2 国有林野事業に於ける公共性と企業性の検討

前述の国有林野事業特別会計の根本理念は理想的指導原理として極めて有意義なものであり、我々の目標も又こゝにあるが、運営面に於ける諸種の問題を検討するにあたり、公共性と企業性について解明する必要がある。之を概括的に見るならば国有林野事業に於いては、この公共性の面と企業性の面を判然と区別することは不可能であり、ここに一線を劃することは出来ないと云はねばならない。之を早尾氏の説による公共的、公益的面の外に國家財源的な見方をして後者を所謂企業的運営として営利経営の対象とし尙私的経済觀により多々増々弁ずると考へることは、むしろ国有林野事業の根本指導理念に誤解を招き易いものと思はれる。

国有林野事業の公共性に関して判然としてゐる面としては即ち国土保安、治山、治水、水源涵養或ひは国民の精神上、身体保健上に及ぼす効用等森林の特質或ひは社会的地位の上に求められるのであるが、企業性の面に関しては特別会計法に於て所謂「企業的に運営する」ことによつて起

つた経営形態であり、而もこの企業的運営により国有林野の健全な発展に資せんとすることは企業として而も明かに公益的性質を包含するものであり、こゝに企業的運営の困難性があるわけである。かゝる意味に於いて先づこの企業性を検討批判しそこに合理的運営の面を追求せんとするものである。

3 国有林野事業特別会計の企業性に関する批判

企業的運営が営利性を許容するものであり、而も公益性を包含すると云ふこの企業性を経営経済学的見地に立つて企業的経営原理の枠に拘束することは避けるべきであるが、この企業の性格が単に営利を許容するの限度に止るならば国有林野事業に於ける企業性の面は利潤を伴ふ生産事業にとゞまり单なる経営経済原則によるものであり公益性との関連性は考へられない。

国の所有にかかる経営としての概念よりする場合、これを「国営を企業化した」と解し、その上に公企業の概念を与へるべきかと云ふ問題については、現在の経営形態が所謂企業経営原理に基くものでない為にむしろ現在の国有林野事業は官公事業の域を脱しないものと云はねばならない。即ち特別会計法第2条に「本会計の管理者は農林大臣で」とあり、主務大臣がその管理にあたるべく規定されてゐるのであるが農林大臣は行政機関であり、こゝに行政上の大きい拘束の下におかれ又、予算、決算は主務大臣が作成し大蔵大臣に提出するのであるが予算は行政面、財政面に縛られ極めてゆとりのないものであり、国家財政の枠によつて極めて圧迫される為に、企業会計の原理である決算会計即ち実行をながめ予定の変更を行ひ合理的経営をすゝめると云ふ根本原理は行はれなくあくまで予算に縛られる予算会計的経理におちる現状である。更に、それらはすべて国会の支配下にあり、此の会計の企業性は行政的、財政的、政治的支配下にあるのであり、この状態をもつて公企業と解することは出来ないことではなからうか。更に企業性を合理的経営目的の為に私企業的管理技術及び私企業的管理組織の導入によると解することは、単に私企業の合理性、能率性に近づけんとする考へ方であり、反面國営企業の能率性を前提としたものであり、而も管理技術と管理組織の合理性、能率性は國営、私企業の双方に普遍的に妥当するものであり、かゝる見解は考へられない所である。

以上の如く国有林野事業の企業性は利潤を対照とし而もその内容が極めて非合理的であり、且つ又その中に公益性を含むと云ふ複雑にして実施困難な内容を有するものであるが、こゝに我々は「公共性と営利性との矛盾せる二性格の争ひの妥結の場所が公企業であり、而もそこに弱点がある」と説くリーフマン的理解に反対した増地博士の見解「公企業と云へども公益を顧みざるものは殆んどない」と

云ふ説に従ひ、国営企業の語義を更に進展させた所謂公企業の概念に企業性をむすびつけるべきであると考へるものである。こゝに性格上公益性を含み、国家の所有する公企業として、更に財政的、行政的、政治的拘束から脱した企業性の在り方をとるならば国有林野事業の企業的運営は実施面において真の運営が出来、それは国民全体の福祉への根本理念の達成を遂行出来るものと考へるものである。

斯様な見地より国有林野事業は公共性と企業性の間に一線を劃することは不可能であるが、この企業的運営即ち營利性の面を公企業化し、一方利潤追求の対象とならない純然たる公共性の面を一般の国の経済面より即ち一般会計として経理することを經營組織として考へるものである。そこで公企業の形態と營利性の範囲について解明する必要がある。次に具体的に公企業化する企業性基礎概念及び營利性の対照たる生産事業の範囲を考究する。

四 国有林野事業に於ける生産事業 公企業化の基礎

1 公企業化の形態

公企業化の目的はあくまで国有林野事業の根本指導理念に反するものではないのであって、こゝに公企業を山城教授の経営経済学見地に立つた所の性格論として「所有」の形態を離れたものと解することはとらないところである。即ちこゝに云ふ公企業はあくまで所有形態、即ち国家経営なることを前提におくことは森林事業の性格として又国有林野事業の本質として極めて重要な因子である。而して公企業化の形態は前述の如く管理技術或ひは管理組織の私企業形態への接近であるとする見解はとらないものであるが、公企業の発展段階として之をとらへると云ふ概念を与へるとするならば、山城教授の説、即ち「国や公共団体が純行政経営として行政原理にもとづき公的機関として、公務員により經營してゐる官公事業に自主独立的な經營による事業らしき能率性を与へるため、先づ可及的これを行政の関与から離脱せしめねばならない。そこには行政的可及的従属しない非従属性の公企業が考へられる。この公企業は財政、行政、政治の一部として構成される Government Department ではないが、しかしまだ Government Agency の一つである。而もこれを財政について何等かの独立をはかり、行政についても理事者に自由な特定の地位を与へ、更に会計の独立を図る等財政、行政、政治等に対する従属からの分離が企図される。これを非従属性の公企業と名附ける」による所の非従属性の公企業として解釈する形態を与へんとするものである。

更に進んで國の所有を離れ或ひは經營を離れた法人体企業即ち Public Corporation として公企業は発展するのであるが、現段階における国家社会状況よりかゝる飛躍はむ

しろ困難であると考へられるものであつて、即ちこゝには非従属性の公企業の形態の下に自主化、独立化した公企業を考へるものであり、現行特別会計法の改正による新しく財政的に独立した行政的自由な立場に立つて企業的運営の実を挙げんとするものである。

2 生産事業の範囲

公企業形態に伴ひ之の対象となる国有林野事業の範囲は前述せる如く利潤追求、営利目的の対象となる事業であり、林産物の生産を対象とする事業を範囲とするものである。これは現行国有林野事業における収穫業務により処理せられる部面以後と解すべく、即ち立木処分、素材生産事業、薪炭生産事業、輸送販売事業を主としてこれに椎茸生産事業を加へた範囲と考へる。こゝに立木売払については論議のある所と思はれるが、これについては収入面は当然一般会計部面に全額入り公企業体がそこにマーチンをとると云ふ思想は介在しないのであるが、立木売払後買受人の処理は現行直営生産事業と密接な関係があるので、この点に関しては売払業務を公企業体に依頼する形式と解されたい。

3 公企業化に伴ふ民間業者との関係

第2項の2に於て直営生産事業の必要性について述べ、官有民営論につきいさゝか反論した所であるが、かゝる公企業体の形態のもとに公企業化は国有林野事業の本旨と何等変りのないことは再三述べる所である。唯こゝに一つかかる公企業体が設けられることにより従来の国有林野事業と民間業者との間に中間企業形態が介在し、これがため国有林産物の分配がそれに独占化され、又はそこに利潤の蓄積が行なはれると解することが起るかも知れないのですが、この様なことはあくまでこの公企業形態においては起らないのであり、公企業化があくまで企業的運営に資するためであり、更に合理的經營目的のためにあり繰返し述べる如く本質的に何等変る所はなくむしろ林産物の社会的公正分配の目的はより能率的、合理的に行なはれると解されるものである。

五 生産事業公企業化の具體策について

公企業化の理想的形態は Public Corporation (公企業体) の形態にあることを述べて来たのであるが、こゝに述べる具現策としてもこの法人企業体への過渡的段階として考究するものであり、その目標はアメリカ合衆国の Government Corporation に近いものと考へられることを前提としておく。

1 組織の構想

組織について細部的検討は今後の研究にまつこととして主旨に基く構想と理念を展開する。

事業運営の組織としては、生産事業である公企業体を、

公共的性格をもつ所の林地及び森林の育成事業、即ち治山事業、造林、種苗、関係事業等非売管理事業と完全に区別し分離し（勿論相関連する公益性を完全に区別することは出来ないが）中央に於ては農林大臣又は林野庁長官と同格の長をおき行政的に自由な特定の地位をあたへる。即ちこの構想は国有鉄道法第36条2項の構想（現行は但し書による）に近いものとする。各営林局、署にあつては現行事業部を拡充し分離した機構とする。但し現段階に於いてはこれに公法上の法人格をあたへるのでなく Government Agency の領域におくものであるが、将来は形態及び機構の充実と共に法人格をあたへた公共企業体に改めんとする。この公共企業体については現行の日本専売公社法、日本国有鉄道法の概念とは異なるところより自主化された「全額政府出資会社」例へばアメリカ合衆国の政府会社の概念に近きものとする。所謂経営経済学上最狭義の公共企業体と解する。

会計組織については公企業体の長がその責任管理にあたり、國の財政的統制の下におかれるのであるが、法令においてアメリカ合衆国「政府会社統制法」第102条に定められる主旨をとり入れる。即ち「予算案はこれを企業的形式の予算、別言すれば運営計画書とし会社が法律によつて許された活動を適切に遂行出来る様にするため彈力性の必要に応ずる充分のゆとりをもたせ、緊急及び偶発の事態に関する準備を含むものとする」とある。このことによつて財政的独立を可及的許し企業的運営を円滑ならしめる。

2 経営内容の構想

この公企業体の経営内容、即ち事業実行の範囲は前述（第4項の2）した所であるが、この実行については一般会計部門における収穫業務により規制されその監視の下に実行しなければならない。而も国有林野事業の本質に基づいて事業の実行がなされねばならない。そのため、この企業の目的は営利性を許容すると同時に公益に尽すことを要求せられ、更に育成部門の事業実行即ち森林育成、保育、及び森林保護の問題に関して全面的に貢献することが義務づけられる。

損益に関しては上記の主旨に基き利潤はすべて一般会計部門に還元されなければならない。而してこの還元額の範囲は一般会計部門が恒常在高の原則に立ち、収穫の保護の上から計画された事業に必要な経費に充当するに足る額であり、これを経理上法定納付金の形で損益計算に入れる。次に損失については、特別の必要があると認めた場合はその損失の額を限度として政府が交付金を交付する。

以上の重点的構想の下に細部については更に今後の研究によるとして、生産事業の公企業化を実現せんと考へる次第である。

六 結 語

国有林野事業特別会計が企業的運営を目的としてゐることは特別会計法に明かであるが、實際運営面に於て幾多の困難と矛盾に会つてこの国有林野事業の本質である林業の特性及び社会的地位の自覚の上に更に合理的經營の形態を考究するに至つたのであるが、この根本理念をもつて国有林野事業に於いて営利的手段を許容する部面を公共企業体（眞の意味の）の形態への移行の段階にとらへ、企業經營原理に基づく企業的運営の実を挙げ、その目的達成の形態を論じたのである。而してこの論文で強調したいことは、国有林の必要性、ひいて国有林野事業の必要性と社会化の問題を基調した公企業形態への移行と更に現段階に於けるその形態的構想についてあるが、研究不十分であり、且つ又経営経済学的の素養もなく又もとより微才の者にして論旨の公明を欠き、要点の明確を欠くおそれがあるが、国有林野事業特別会計の実務にたづさり、一つに感じ来つた所をもととしていさゝか述べ今後更に研究を継げたいと念ずる次第である。

引用並びに参考文献

山城草著：公企業

山城草著：企業体制

古部都美著：公共企業体論

林業経済第4卷第3号 早尾丑麿：林業銷談国有林保存に関する理想

林業経済第4卷第4号 早尾丑麿：国有林の存廃及び林野整備

野村進行著：林業經營に於ける損益計算理論に関する研究

農林省林野局編：国有林野事業特別会計講習録

D・E・リリエンソール著 和田小六訳：TVA—民主主義は進展する

（新 発 売）

林 野 廉 編

全 國 森 林 計 畫 圖

新森林法による經營区と国有林の分布等、森林計画の基本となる地形図であります。

（縮尺80万分の1・3枚1組）

価（1組）450円 〒 40円

申込先 社團法人 日本林業技術協会

間伐の理解と普及とのために

—日本の樹型級と日本式間伐—

中村 賢太郎

間伐に関する論争がさかんになつたことは喜ばしい。しかしながら議論がわかれれる一因は根本の考え方かたが違うためであるゆえ、まず間伐の意義とくにその目的もしくは効用をあきらかにする必要がある。

森林には治山・防災その他の効用があるとしても、林業は原則としては価値の高い林産物を多量に生産せんとする経済事業である。土地生産業のひとつである林業に投資するには、利廻りをおおきくすることも重要ではあるが、林業の利廻りはその計算が面倒であるばかりでなく、計算方法に問題がおおいため、むしろ単位面積の生産を増すこと、すなわち価値の高い木材を多量に生産するように努力することがある。しかしながら価値、価格は査定が困難であつて、しかも変動しやすいため、金員純収穫最多が重要な意義を有するとしても、得失を比較する基準としては必ずしも適当でない。これに反して木材が欠乏するにしたがつて質よりも量が重要になると称して、材積収穫の多少を重く見る人がおおく、国有林では材積平均成長量を伐期決定のめやすにしている。しかしながら幹材積のうちには利用できない材積があるほどで、材質のよしあしを吟味することもまた重要である。なお間伐材積は価値が低く、また利用できない部分がおおいとしても、まつたくこれを除外することは適当でない。要するに造林樹種をえらぶばあいはもちろん、間伐の方法をきめるには材積収穫の多少のはかに、材質のよしあしを考慮する必要がある。

間伐には3種の効用がある。第1は林木を健全に発育させて諸害に対する抵抗性を高めることであり、第2は金額はすぐなくとも早くから収入があがることであつて、第3は材積成長量を増すとともに、価値の高い木材を生産できることである。

間伐が弱いと風害がはなはだしくなつて林相が破壊されるという人がある。カラマツ林などには間伐手おくれのために風害を受けたと思われる例がおおく、間伐が強いほど林木が健全に発育して、いろいろの被害がすくなくなるという説があるが、風害の多少は地形や風向に支配されることがおおく、いわゆる風の通路にあたると大害を受けるゆえ、間伐の方法によつて風害に大差があると断定すること

は必ずしも適当でない。とくに雪害は間伐の強さとの関係が深いように見えるが、地形その他も密接な関係を有し、局部的に被害の程度が違うことがある。たとえば東京大学千葉県演習林では雪害は北向きのスギの造林地に限られていたのに、昭和26年2月15日には主として南向きのスギ林が大害を受けた。

要するに間伐を適度に実行すれば林木は健全に発育するに反し、間伐をおこたると不健全になりやすいとしても、被害の多少によつて間伐方法の適否を批判することは適当でなく、森林被害の原因は間伐が弱いためであると断定することははなはだしい曲解である。

つぎに伐期が高い林業では、間伐収入が重要な意義を有するが、収入を主目的として間伐を実行することはよろしくない。

したがつて間伐の主目的は価値の高い木材を多量に生産することでなければならない。間伐を実行すれば残存木の直径成長がさかんになるため、一定の伐期で直径のおおきい木材を生産できる利益があるが、立木本数がへるため主林木の材積はかえつて減少するのが普通である。これに間伐木の材積を加えると、材積総収穫は間伐が強いほど増加する傾向があるが、間伐木は直径がちいさいばかりでなく、少量ずつ伐採されるため、交通の便がほしいと立木価格がはなはだやすい。すなわち木材搬出に便利である森林では間伐による収入が相当おおくなるが、奥地林では集約的な間伐は実行できない。皆伐作業の主伐収穫は立木価格が高いため主伐材積の多少が重要であるが、强度の間伐を実行すれば主林木の材積がへるかわりに、直径がおおきいため単価が高くなる利益がある。要するに間伐の方法によつて材積収穫が変化するばかりでなく、立木価格がそれぞれ違つたため、その利害を比較することはかなり困難である。したがつて各種間伐法の得失を気分によつて論議する危険がある。

間伐の方法と収穫の多少との関係は世界的の権威者 ウィーデマン (Wiedemann) 氏がその近著 (1951年) で数10年間にわたる間伐法比較試験の成績をとりまとめているが、大体において强度の間伐に反対している。

わが国の間伐試験で强度間伐が有利になつているのは、カラマツ林や肥沃地のスギ林で比較試験を実行している関

係であろう。しかも試験地の面積がはなはだ狭く、0.1ha内外であるのに、その周囲を同じように間伐することなく、自然に枯損木ができるほど過密になつてゐることは、公正な比較を妨げている。

ともかく肥沃地では強く間伐しても閉鎖がまもなく恢復するが、造林地の大部分が中等地以下であるのに強度の間伐を広く一般に推奨することは適当でない。

大正の中期から昭和の初年にわたつて国有林では強度の間伐を実行したが、利にさとい民間の林業家がこれについてこなかつたのは何故であるか反省する必要がある。あるいは林業知識が低いためであるといい、あるいは自分で植えた木はおしくて伐れないためであるといわれている。それにもかかわらず、強度の間伐がいちじるしく有利であるならば、これを実行する林業家がすこしはあらわれるはずである。そればかりでなく国有林関係の技術者の大部分が、当時の強度間伐を再検討して、現在では比較的弱い間伐を推奨している。

民有林は伐期がはなはだ低く、材積平均成長量がおどろくほどすくないゆえ、伐期を高くすることは林業家の利益になるばかりでなく、国民経済上もまた重大問題である。間伐は必ずしも強いほど有利になるものではないが、民有林がほとんど間伐らしい間伐を実行していないのは伐期がはなはだ低いことも関係がある。間伐は残存木の成長をさかんにして優良材を生産することを主目的とするものであつて、主伐の直前に間伐を実行して伐採木をやすく処分することは不利である。すなわち間伐収穫は伐採量がすくなく搬出費が高くなるため主伐収穫に比して立木価格がやすいゆえ、残存木の成長がさかんになる見込がないのに間伐を実行することは適当でない。民有林は伐期を引上げて木材増産によつて収益を増すことが重要ではあるが、伐期がはなはだ低い森林では間伐を強くしてもほとんど利益がない。すなわち間伐を実行してから成長促進の効果があらわれるまでに通常数年を要する。

間伐の方法は樹種・地位・伐期および生産の目標によつて違うべきもので、たとえば一等地のスギで伐期40~60年のばあいには間伐を強くすることが有利であるとしても、やせ地では間伐をひかえめにすべく、ヒノキやアカマツでは30年生ごろまでは間伐を弱くして、その後の間伐を強くすることが適当である。これに反してガラマツは早くから強度の間伐を実行する可とする。

なお「ドイツの林業をまれるのはよくない、日本独特的林業を建設せよ」という人がある。間伐に関していちじるしく違う点、すなわち日本の間伐の特徴は、はなはだ強度であること、樹種によつて間伐の方法をかえていること、および品種の区別を重く見て選木せよといわれることなど

である。伐期や生産の目標によつて間伐の方法をかえることは、日本の権威者には反対する人があるが、一部のドイツの学者はこの点を強調している。

樹種の特性ならびに生産の目的などによつて間伐の方法をかえることはいちじるしい進歩であつて、とくに樹種によつて取扱をかえることには、おおきい意義がある。選木の際に品種を考慮することは理論上は一大進歩であるが、有性繁殖のばあいには品種をわけられないことが、おおきいなやみであつて、行きすぎるとその弊害が恐ろしい。しかしながら間伐が強いことは必ずしも林業技術の進歩を意味するものではない。

現在わが国で使われている樹型級を日本特有のものであると考えている人がおおいようであるが、これはドイツの樹型級をやきなおしたものとしか考えられない。

参考としてドイツの樹型級を掲げる。

I. 優勢木 上部樹冠層に加わつてゐるもの

第1級木 樹冠の発育がノルマルで、幹の形がよいもの
第2級木 樹冠の発育がノルマルでないか、あるいは幹の形がわるいもの

- a) 側方から圧迫されているもの
- b) 形がわるいあばれぎ（暴傾）
- c) その他幹形のがわるいもの、とくに二叉木
- d) いわゆるむち木（風にゆられて隣接木の梢をたたくもの）
- e) 各種の病木

II. 劣勢木 上部樹冠層に加わつていないもの

第3級木 立ちおくれているが、まだ被圧されていないもの

第4級木 下層木であるが、なお生活力があるもの

第5級木 林地林木の保育に役立たない瀕死木および枯損木

これは 1902 年にドイツの林業試験場が始めたもので、わが国の間伐試験は明治 36 年 (1903 年) に着手されたと聞いている。両者は第 2 級木の内訳の順位が違うだけで、偶然にしてはあまりに一致している。

わが国の樹型級は使いはじめてから 50 年になるとしても、林業林学は永遠の生命を有して今後ますます発展すべきものであるゆえ、学術の進歩につれて樹型級を訂正することや、間伐方法にあたらしい考案を加えることは当然である。すなわち現在の樹型級ならびに間伐方法を厳正に批判することは誰にも許されている自由であつて、かかる批判が林業技術に致命的大打撃を与えるように考えて反対することは適当でなく、徹底的に意見を交換して林業林学が進歩発達するよう協力することが技術者の責任である。ドイツの樹型級および間伐方法をいくらか変更しただけで

ある現在の間伐法が神聖おかすべからざる林業技術であつて、これを改廃することが若い技術者や学生を毒するものであるとは考えられない。

間伐の成績は伐採の割合にいちじるしく支配されるに反し、客観的の樹型級を主として選木することは必ずしも最善の方法でない。本数間伐は経験に乏しい技術者でも間伐の強さを容易にきめられるようにするものであるが、選木には樹型級や品種を考慮することはもちろんある。すなわち樹型級そのものに反対するものではないが、一部の権威者が主張するように客観的に絶対的の優劣をきめようすることは適当でない。すでに述べたごとく選木は資格試験でなく、選抜試験であるゆえ、相対的に優劣を比較して間伐木をえらぶに便利である樹型級を考案したいものである。ドイツ式の樹型級の長所は、素人が伐りおしみをしやすい欠点のある優勢木（第2級木）をわかりやすくしたことだけである。

欠点のある優勢木を伐ることは重要ではあるが、どの程度の欠点で第1級木と第2級木とを区別するかをきめることは困難である。そればかりでなく苦心して樹型級をきめても、林木の配置を考えないと伐るか残すかがきまらない。要するに簡単に処理できるものを、むずかしくしてわかりにくくする傾向があるのが、樹型級を強調する従来の間伐法である。

本数間伐では隣接木との優劣を比較しながら選木せんとするものであるが、たとえ優勢木でも欠点があらわしているものや遺伝質がわるいものは間伐するように指導することは重要である。

日本式間伐は約20年前（昭和8年ごろ？）に田中波慈女氏が提唱されたもので、品種のよしあしを吟味して選木する間伐法である。九州地方のさし木スギのごとく、品種の区別があきらかであるばあいには、はなはだ合理的である。その他のばあいにもそれぞれ2～3の品種にわけられることを、機会あるごとに熱心に説明していられるが、これを品種と呼べるかどうか疑わしく、苗畑および造林地において、みしよう苗をいくつかの品種にわけることには賛成しかねる。しかしながら品種を区別できなくても、個々の樹木には形質がよいものもあれば、形質がわるいものもあるゆえ、幹の形状や生育のよしあしを十分に吟味することは重要である。すなわち遺伝質のよしあしをできるだけくわしくしらべて選木するように努力しなければならないが、葉の特徴や枝の角度などだけで品種にわけることは適当でない。

要するに間伐専門の権威者が数十年間も修業しなければ上達できないものは名人芸であつて技術とはいえない。すくなくとも広く普及させるには素人が数ヵ月間に修得でき

る程度でなければならない。「実地の経験がない大学の先生には間伐はわかるものではない」という権威者があるようでは、間伐は普及しない。

間伐は木材増産上ははなはだ重要であるゆえ、できるだけ理解しやすくして普及させることが急務である。間伐の効果をあげるには、個々の選木をやかましくいうよりは、全林としての疎開の程度すなわち間伐の強さを指示して広く実行させることが重要である。これが本数間伐を提唱する真意であつて、決して樹型級の廃止を望むものではない。しかしながらドイツ式のやきなおしにすぎない現在の樹型級を金科玉条として、これを理解しないものは、間伐を語る資格がないように宣伝することは、間伐の普及を妨げるものとして反省をうながしたい。

従来は樹型級が間伐の生命であるかのごとく主張される傾向があつたが、筆者は間伐の強さすなわち残存木の本数を重く見ることを提唱する。何事でもゆきすぎると弊害がはなはだしくなるが、本数間伐もあまり機械的にならないように注意を要する（本誌123号参照）。

従来の間伐も、品種間伐も、群状間伐もそれぞれ長所があるが、どの間伐法を実行するとしても立木本数および閉鎖の程度にはほぼ一定のわくがなければならない。選木のはあいに品種を考慮することは、とくに重要ではあるが、優勢木の大部分が不良品種であるばあいには、一時にこれを伐採すれば森林を破壊するおそれがある。

木材を増産するには造林面積を増すことと、造林価値が高い樹種の優良品種をえらんで造林することが重要であつて、品種の区別があきらかでないばあいには優良母樹のタネを使ふ必要がある。さらに材積収穫量の伐期令またはそれ以上まで伐期を引上げることと、その伐期および生産の目標に適する間伐を実行することが重要である。

適当の伐期はオモテスギでは40～60年、ウラスギでは60～80年、ヒノキでは60～90年、アカマツでは40～60年であると推定する。

私有林の伐期ははなはだ低いのが普通で、間伐の必要はほとんど認められなかつたが、伐期が高い私有林ではおおむね間伐を実行している。今後は伐期を高くするように努力すると同時に、肥沃地のスギでは幼令時から、ヒノキ・アカマツなどでは30年生ごろからかなり強い間伐を実行するように指導することが重要である。伐期や生産の目標に関して林業家の希望をできるだけとりいれながら、実際の収益が増加するように指導しなければ、間伐はおそらく実行されないであろう。私有林の伐期を高くすれば、技術上間伐が必要になるばかりでなく、経済上もまた間伐収入が重要になる。しかしながらわずかばかりの間伐収入をあげるよりは、主伐収入をおおくする方が有利であると信じ

ている林業家を説得することは容易でない。すくなくとも伐期がはなはだ低いばあいには間伐実行の利益はほとんど認められないが、伐期が高くなると間伐の効果がおおきくなるゆえ、この事情をわかりやすく説明して間伐を実行させることが技術者の責任である。ただし間伐が手おくれになつて密林に、突然強度の間伐を実行すると各種の被害が発生しやすいゆえ注意を要する。すなわち間伐手おくれがはなはだしいために救済できないような密林もあるが、おおくのばあいには弱度の間伐をたびたび実行すれば林相を改善できる。「従来小丸太だけを生産していたころには間伐の必要を認めなかつたが、伐期が高くなつて杣角をだすようになつてから間伐が必要になつた」とは筆者が直接林業家から聞いた話である。林業の利益をおおくするには、すくなくとも材積収穫最多の伐期令まで伐期を高くするように努力すると同時に、間伐の利益を教えて広く実行させることが重要である。過去の実例が示すことごとく、間伐の利益を強調するだけでは間伐技術は普及しないゆえ、展示林などによつてその利益を示すことが重要である。さらに間伐は誰でも実行できることを理解させることも必要であつて、名人芸を要求することは間伐の普及を妨げる。

間伐が弱い森林を見ると憤慨したくなる人があるよう見えるが、間伐は森林をきれいにするためのものでもなければ、また技術者が自己を満足させるために実行するものでもなく、木材を増産して収益を増すことが間伐の主目的である。間伐が強くなると直径がおおきい木材を生産できるかわりに、主林木の材積がへるゆえ、生産の目的によつて間伐の方法をかえる必要がある。

民有林の生産を高めるには、造林面積を増すよりも、むしろ伐期を高くすることが重要であつて、それと関連して間伐を奨励する必要がある。まず間伐を実行させてから伐期を高くさせるか、伐期を高くすることの利益を教えてそれと関連して間伐の効用を説明して間伐を実行させるかは、技術者の腕次第である。いずれにしても伐期を高くして間伐を実行すれば、終局の利益が増加するばかりでなく、早くから間伐収入が得られる。しかしながら間伐は強く実行するほど有利であるように宣伝することは適当でなく、宣伝しすぎると山あらしのような収入本位の間伐が実行される不安がある。間伐を実行しないことによる損失はおおきいが、間伐が強すぎるための損害はさらにいつそ恐ろしい。間伐方法のよしあしを判定するには、従来の樹型級本位の間伐よりも、本数間伐が適当と考える。本数間伐は適正本数をきめることができないが、大体の基準をきめることはさほど困難でない。これに反して樹型級間伐では、もつとも重要である間伐の割合を技術者が独自の立場できめなければならない。すなわち名人芸を必要とす

これを要するに、本数間伐を提唱するゆえんは、間伐の意義を理解しないために立木本数があまりにおおすぎたり、また反対に間伐が強すぎて立木本数があまりにすくなくなることを防ぐためであつて、樹型級間伐・品種間伐・群状間伐などを全面的に否認するものでなく、間伐を理解しやすくして、中庸の間伐ができるだけ広く普及させることを念願するにほかならない。間伐の割合がきまれば選木は比較的実行しやすいが、その際に各種の樹型級を参考して相対的の優劣をさだめ、さらに品種間伐の特性を加味する可とする。本数間伐は残存木の距離間隔を一定にすることを理想とするように見えるが、現実の立木はかなり不規則であるため群状間伐に近づくこともある。

従来の間伐法ではまず樹型級をきめてから間伐にとりかかるような印象を与えるに反し、本数間伐の割合をきめてから樹型級などを考慮して選木することが重大なちがいである。間伐実行の結果にいちじるしい差ができるとは考えないが、間伐を普及させるには理解しやすくすることが重要である。

むすび

間伐は樹種・地位・林令・直径・生育状態・生産の目的などを考慮して、伐採の割合をきめることが重要である。それには立木本数を基準とする方法がもつとも理解しやすく、間伐の程度をあやまつて失敗する危険がすくない。

選木の標準としては遺伝質に欠点があるものをのぞくことが第一であつて、さらに各種の樹型級を研究して、幹もしくは樹冠に欠点あるものならびに成長がわるい樹木を伐るが、林木の配置を適当にすることも重要である。

間伐木を伐倒すれば選木の上手下手がよくわかる。選木に上達するように努力する必要はあるが、正宗級の名人でなくても、実用上さしつかえのない程度の間伐ならば、すこし勉強すれば誰にでも実行できる。

立木状態が間伐の実行によつてどれだけ変化するかを検討し、かつつぎの間伐までにどのようにかわるかを研究することが重要である。理想としては伐期までの変遷を追求したいが、間伐実行後の健否ならびに成長状態を推定できれば十分であろう。

すべての林業技術者が間伐の本質を理解して、その普及に努力せられんことを希望する。



空中寫眞測量の過去・現在・未來について

武田通治

嘗て日本の写真測量は旧陸地測量部を中心として発達してきた。そして昭和5年の東京1万分1測図への偏正修正法の応用を皮切りとし大阪、神戸、京都、浜松、広島、福岡等の大都市の1万分1をはじめとして、旧南樺太に於ける5万分1測図に対する射線法の応用、垂山原の2万5千分1、或いは東京都市計画委員会の依託による3千分1測図等逐次応用方面を拡大してきた。その間旧樺太府の依託による2万5千分1略測図及び空中写真による林相調査、或いは又旧満洲航空株式会社の手に成った地籍測量及び森林調査等、産業的方面への応用も或る程度までは進んできた。又戰時中に大量に処理した各地の略測図は、技術の普及と経験の集積に相当の影響を及ぼしている。

現在我々の活動範囲は面積380,000方粧の国土内に限られている。この狭い土地に80,000,000の人口が生活し、進んで文化国家として再起する為には国土の科学的再検討に基づく総合的再開発計画を完遂しなければならない事は今日の常識である。而して此の觀点に立つ時、空中写真及び空中写真測量が分担し得る分野は現在日本が有する写真測量関係者の数と質とに比べて桁違いに大きなものである。

先ず事を地理調査所関係の仕事に限つて考えてみても、未だ大正年代の状態をそのまま記録している5万分1や2万5千分1図は、歴史地図としては或いは意味があるかも知れないが、今日及び明日の社会生活に直結する地図としての価値は真に疑わしい限りである。

而も此の種の地図は全般的な計画資料として再開発計画の初期に整備されてこそ、その真価が發揮されるのであって、再開発計画が個々の具体的な部門に進展した後に整備されたのではその価値は半減すると考えなければならない。而も5万分1及び2万5千分1共に1100面を越える膨大な面数であることを数え、他面に於て測図技術者の養成の困難さを反省すれば、単に既に一応出来上つてゐる地図の修正に対してだけでも空中写真測量の重要性を十二分に認め得るのである。

更に又日本の錯雜した地形と集約された土地利用とを考慮するならば、日本の基本地図として5万分1で充分であるかどうかという根本的な問題が起つてくる。現在と同じ国土に現在の半数の人口を擁しているにすぎなかつた明治初年に於てすら、最初に計画された基本地図の縮尺は2万5千分1であつたのである。

(筆者) 建設省地理調査所測量第二部長・工博

それが途中から何はともあれ一通り日本全国の地図を整備しなければならないという軍事的要請から5万分1に切換えられ、而もそうしてすら北海道の測図——而もその東半分は準基本測図という名の下に、三角点の密度をはじめとして非常に精度を落とした測図をやつたのである——が完了したのは實に昭和になつてからである。

現在耕地・森林・開拓等各方面の要望を綜合して判断すると、地籍図は別として、日本の基本図としてはどんなに譲歩しても平地が5千分1、山地が1万分1以下であつてはならないようと考えられる。而して経済安定本部の資源委員会の討議の一つの結論は、日本の現状では資源調査に取りかかる前に、先ずどうして国土の実態を把握し資源開発の基礎となるような大縮尺の地図を整備するかが最大の問題だということになつたと伝え聞いている。然るに実状はといえば5千分1はおろか、2万5千分1すら昭和初年の2万分1地区を切換えて修正したものが大部分を占めている状態であつて、その後の測図は大して行なわれておらず、日本最大の平野である関東平野すら未だに可成りの部分が2万5千分1で白く取り残されている。又裏日本、北海道等に於ては殆んど見る可き成果がないのである。最近我々がざつと調べた結果によれば、平野或いは鉄道沿線等差し当つて最も必要だと思われる地区だけを選定してみても、最小限1千数百面の新測図を必要とし、之を全国土に及ぼすとすれば数千面の新測図を必要とすることが判つた。このような膨大な数字と明治以来の測板測図の能率とを考え合わせるならば、此の仕事に対しても又写真測量の優越性は認めざるを得ない。

次に地図の生命ともいべき精度、言い換れば科学的正確さについて考えて見る。日本の地形図が非常に精度が高いこと、測板測量図として世界の何處に持ち出してもそれほどひけをとらないであろうといふ事を我々は信じて疑わない。この点先進者の努力と科学的良心の高さに敬意を払うのに吝さかではないのであるが、それにも拘わらず既製の地図を空中写真と比べてみると、鉄道や道路の形、あるいは山や谷の位置やつながり工合について可成り屢々物足りなさを感じ、又時によると誤りをさえ発見するのである。筆者の考ではこの様な現象は決して測図者の科学的良心の欠乏に帰すべき性質のものではなく、人間の行動範囲が地球の表面にだけ制約されていてそれ以上高く飛び上れなかつた事、それ故に又極めて莫大な費用と日数をかけない限りこの種の欠点は到底避けられない性質のものだと思うのである。

尙ほ日本の測板測図のように交会法を主体として作業すれば、山の稜線は比較的正しく測図出来るが谷筋はどうしてもおろそかにならざるを得ず、結局測板測図に頼る限り、山と谷との大体一様な精度を持つ地図は実際問題として殆んど望み得ないようと思われる。

ひるがえつて空中写真測量はといえば、それは未だ完璧の域には達しておらず、又差し当つて一番利用されるだろうと想像される射線法に於ては写真の傾きと土地の起伏に対して一応の制限があるとはいへ、とにかく地上数千米もの上空から撮影した空中写真を利用するという唯それだけの事によつて、少くとも測板測図に見られるような大きな過誤の起る可能性は極めて減り、それぞれの作業法の精度によつて限定される誤差の範囲に止まり得ると同時に、山と谷との精度の不均一といふ欠点も又相当程度除去され得るのである。

山と谷の精度が均一か否かといふ問題は、とりも直さずそれらの地図が現地の正確な縮図であるか否かを決定する基本的な条件ともいえるのである。かくして精度についても又たとえ多少の誤差は免れ得ないものにせよ、全般的には写真測量の優越性を認めざるを得ない。ただ此の場合注意しなければいけないこととして、ここ暫くの間は種々の事情からどうにもならないにせよ、日本の山岳地では出来るだけ早い時期に射線法をやめて、少くともマルチプレックスを利用するようにしなければならないのではないかと考える。

今日空中写真及び空中写真測量が大きく取り上げられるに至つた最大の要因は、供給に関連する耕地調査及び民有林を主体とする全国的な森林調査、並びに之等両者を総合するものとしての全国的な地籍図或いは地籍図の性質を加味した大縮尺の基本地図の作製といふ問題である。

狭められた国土の上に新しい文化国家を再建しなければならないといふ大事業に直面している今日の日本にとって、最大の難点の一つはあらゆる方面に於ける科学的な調査とその有機的な結びつきの欠陥といふ点にあるようである。国土の現在あるがままの実態を正確に把握してこそ、はじめて明日への進路が合理的に決定出来るといふものである。然るに土地の所有関係及びその利用状況を表わしている基礎資料は、近年になつて耕地整理などをやつた場所は別として、日本の大部分に於ては明治20年代に作つた字切絵図と土地合帳である。而も之等が当時の国情に測量技術の未熟も手伝つて、如何に怪しげであるかは殆んど公知の事柄であり、このような物を土台にしては負担の均衡と合理的な再開発は到底望み得ないといふなければならない。

且つ又土地所有権のような人間性の機微に触れる事柄を処理するに當つては、その当事者との直接的な交渉を出来るだけ少くする方が望ましい事であり、此處に空中写真測量を應用す可き一つの理由が存在する。又精度が均一である事、並びに問題が起つた場合に再点検が容易である事なども又写真測量の利点と考えられる。勿論空中写真測量も

万能ではない以上可成りの欠点もあり得る。例えば現在の単色の写真からは複雑極まる日本の土地利用を写真だけから完全無欠に読みとることは至難である。併しこの点も写真と現地調査とを併用すれば相当程度まで解決出来るのではないかとも想像され、特に現在まで此の方面の研究調査が全く行なわれていなかつたという事実は、逆に考えれば研究次第では何とかなるかも知れないという希望を残しているともいえる。又撮影する季節と縮尺を自由に選択出来るようになれば、現在程度の経験と知識でもこの方面に可成り解決の道があるようにも考えられる。

地震・火災・風水害等、日本は天然或いは人為の災害に恵まれすぎている。此のような各種の災害による被害状況を調査する手段として、仕事の速さ、記録の具体性並びに保存の可能性等、各方面の事柄について空中写真が優れている事は説明の要もない。而もその写真自体が直ちに治山、治水等災害復旧対策の樹立に利用出来、やがて又いつの日にかはその効果を比較検討する資料となり得るという点も忘れてはならない。その他、影・色・植物の生長度の差異等を活用しての空中写真の考古学への応用は、“考古学に於ける空中写真の価値は、天文学に於ける望遠鏡の価値に比敵する。考古学は空中写真を利用する事によつて初めて科学的な調査手段を獲得した”といふ絶賛を博すに至り、イギリス測量部に蒐集された数万枚の考古学空中写真は古代ローマ帝国の遺跡の発明に大きな力となつてゐる。同じような観点に立つて、土地の色或いはその上に生えている植物との生態学的相関性を利用しての土壤或いは地質調査、或いは又結氷、波、浅い海の測量など、空中写真及び空中写真測量の応用は次第に多岐にわたつていく。

空中写真或いは空中写真測量の各種各様の応用面を開拓するに當つて、注意しなければならない事は、空中写真是それ自体として特に何等の意図も持たぬ現地の忠実な記録であるにすぎないということである。その中に潜んでゐる大切な事柄を探き出すのは之を見る人の力量である。我々は空中写真から地図を作る事はとにかく一応知つてゐる。併しそれ以上に出る事は非常に困難であつて、それも外国で既に手をつけている事を真似するくらいならば何とか出来ない事もないと思うが、全然新しい応用面を開拓するなどといふ事は思いも及ばない事である。筆者自身の経験からいつても、同じ一枚の写真を同時に見てながら、専門が違つてると全然かけ離れた事柄に注意しているものである。それだから多少なりとも大地に關係のある仕事をたづさわつておられる方々が、出来るだけ多く空中写真や空中写真測量に关心を持たれる事を希望してやまないと共に、此の文が多少なりともその様な关心への糸口ともなり得れば真に幸である。

(お断り)

本文は工学博士武田通治氏著“空中写真測量の手引き”的結論であるが、示唆する處が極めて大きいので、著者の諒解を得て掲載しました。同氏は建設省地理調査所測量第二部長の現職に居られます。尙前記の著書は当協会でその販売を斡旋いたします。

邱欽堂氏から 「最近の臺灣の林業」を聴く

台湾の林産管理局副局长邱欽堂氏は4月下旬来朝、約1ヶ月余に亘り日本各地の林業を視察し、6月1日羽田発帰台した。本会は5月29日氏を森林記念館に招き、台湾の林業を聴く会を開催した。本文はその要旨である。

私は終戦後満2年を経た昭和22年に台湾に帰国致しました。終戦の翌年には奉天にある国立東北大学に教授として奉職しましたが、当時中国語が出来ないために言葉の点で大変苦労しました。台湾に帰つたならば日本語で教鞭をとれると思つて大変期待して帰つたのですが、当時台湾でも又日本語を禁止されて居る状態にあつたので困りましたが、そのうちに段々と中国語を勉強して漸く出来るようになりました。現在では公式の席ではすべて中国語と言ふことになつて居りますが、私生活に於きましては本島人の間では日本語が相当多く使はれて居ります。

22年に帰つて直ぐに林政の仕事を受け持ちその片手間に台湾大学の方の教授を命ぜられて今でもずっとやつて居ります。私は在満時代も営林署長をやつた程度のことで大した林政にもタッチして居なかつたために台湾に帰つて林政の仕事を命ぜられ、これには私は殆んど確信がなく非常に心細い感じが致しました。着任して直ぐの8月20日に私の所に廻つて来た文書は阿里山の28年生スギ人工植栽林を皆伐すると言う内容の書類がありました。こんな若い人工造林地を皆伐することについては疑問を持つたのですから直ちに現地の営林署に出かけて調査し、又帰つてからは施業案を調べて見ますと輪伐期が80年になつて居ります。これは困る、80年の輪伐期であるべきスギの人工林が30年足らずで皆伐されてしまうことは森林荒廃の禍根を残すものであると思ひ、此の際全面的に台湾の林政を建て直さなければならないと考へました。取り敢へず各現地を視察して林政の刷新を図るべく調査しました。それから5年経ちましたが最近漸く軌道に乗つて來た状態です。

極く最近の5月20日の新聞の切り抜きを此処に持つて居りますが、それによると近く林政と研伐を分離して別な機構とするという記事が出て居ります。これは多年の宿望でありまして漸く達せられたことを私は嬉しく思つて居ります。これによりまして林政の部門が著しく整備されることとなり、帰国の上は日本からも種んな権威者に来て頂いて充分の指導を仰ぎ度いと思つて居ります。

今州政府農林庁の林産管理局の中には局長の下に副局长が2人居ります。1人は林場と木材販売を主査してそれ以外の林政、造林、立木処分等は私が担当して居ります。こんどの機構改革は林政部門を強化することになる筈です。恐

らく私の帰国します頃には目鼻が付いて居ることでせう。

次に台湾の林政につきましては戦後如何なることをやつて來たか、をお話し申上げませう。

先づ第一に施業案でありますが戦争中は満足に検討も行はれて居なかつたので施業案の検討を毎年4事業区ごと実行すれば10年間で全部の検討が完成すると云う目標を立てゝ進んで來て居ます。

話は少し横路にそれますが、台湾では新規採用にストップ令が出て職員の新規採用は全然出来ない状態にあります。が然し毎年学校の卒業生が相当出ることでありますから何とかして新陳代謝をしなければならない。政府は新卒業生につきまして国家試験をやることになつて居ります。そして合格した者を約1ヶ月間精神訓練をやつた後で各官庁に配属する。今年度私のところに來た新卒業生は約40名であります。これは直ぐに役人として役には立たない、というのは戦後の学校教育は充分軌道に乗つて居なかつたために此の期間に出た学生は充分の訓練を受けて居ないのです。従つて此等の新卒業生は1年間再訓練を行つて見習生として使つて居ます。最初の1ヶ月間は全部現地に入つて一般労務者と全く同じことをやらせる。即ち造林や伐採の作業、調査のための入夫の仕事等もやらせる。何でも彼でも一切の林業労務をやらせることにして居ります。2ヶ月目には実地の林業教育をやり、3ヶ月目からは夫々将来の配属部門に従つて専門の事項について勉強させる。例えば造林では阿里山のスギの間伐について一切のことを実際にやらせて見る。此の様にして専門別の実務に当らせ6月の終り頃には約1年間に亘る再訓練を終えて漸く1人の役人として夫々各部門に配属されることになるのであります。

造林の問題につきましては粗悪林を経済林に導き、建設用材、薪炭用材の補給及び樟腦事業の保続等が主要な業務となつて居ります。樟について今は今國營造林は本樟に重点を置いて居ますが、現在比較的価値の高い芳樟を如何にするか大きな問題となつて居ります。芳樟は矮林作業を主体とするものであります。1ヘクタール当たり1万本も植える密植主義であります。そして2年目に1本置きに傘刈りをする。その穂を以て養苗するのであります。その他針葉樹としてはヒノキ、ベニヒの造林は依然としてやつて

居ります。

現在最も多く計画をされて居るのは福州スギであります。マツは出火を防止すれば天然更新が可能であるから、特に造林はしなかつたのであります。然し最近ペルプの原料難があり、従来大部分を占めて居た台湾ツガだけでは原料が不足するのと、又ツガは主として尾根の地域に多くあるので生産費が非常に高くつくので、最近は琉球マツの造林を営んでやらせる様になつてきました。ところが琉球マツは今まで主として伐ることばかりやつて來て余り造林はして居ない。そのために種子を探る母樹がなくて非常に困つて居ます。現在台湾の民有林の施業は非常にルーズであります。こんど日本に於ける公私有林の周約な施業を見せて貰つて大いに得るところがありました。赤松の造林は母樹がなく増殖が非常に困難な状態にあります。琉球からも今年は台風のために不作で一粒も入手出来なかつた。今後は造林種子（赤松と吉野杉）の手配を充分にし度いと思つて居ります。今まで吉野杉の種子は日本に頼んで居るが量が多いために全部が優良な種子を得られなかつた懼れがあります。同じ杉でも吉野杉以外のものは台湾では余り生長が良くないために控え目にして居ます。

その他の造林樹種子としてはアカシア、相思樹、サルスベリ等を考えて居ます。サルスベリは木炭に焼くために造林するものであります。木炭は現在台湾では相当焼いて居ます。官行製炭もやつて居ます。木炭は政府が沢山貯蔵して居ますが、そのために市場価格の統制もできて居ます。次に木材の立木処分について申上ますが官営事業以外の林班の払下げは競売をやつて居る。今まで特売をやつて居ましたが種々の弊害が多いために最近ではすべて競売を原則として居ます。昔から固定施設を持つて居る業者に対して其の施設を償却する期間に限り特売を許可して居る外はすべて競売であります。業者以外の公営機関例へば鉄道局の枕木とか樟腦局のクスノキとかは特別に林班を与えて特売して居ます。

官行研伐については台湾では直営の伐採でもその木代金に相当する金額だけは帳簿の付け換えをして国庫に入れて居ります。官研だけは特別会計になつて居りまして国庫から出すがその他の林業の経費は省経費から出て居ますが、これが非常にうまく行かない点でこんどの機構改革では改善される筈であります。

次に造林に附帶した祖地造林と云うのがあります。

これは国有地のうちで部落に近いところはどうも管理がうまく行かない。むしろ此の部分は民間に貸貸をして造林をさせる方がうまく行きますので此の祖地造林といふのをやつて居ります。薪炭林にあつては三伐期を期限とし用材林にあつては50~80年の期限を以て二官八民の分取歩

合を以て契約します。現在此の祖地造林は全部で約1万ヘクタール位実施して居る。

次に木材の需給につきまして、官研木材は全部林産管理局に於て処分して居る。本局に木材配給委員会を設け、各需要者からの配給申請を審査してその数字を各林場と申請者に通知し、納金通知書を持参して林場で木材を受領するようになつて居ます。官研以外は用材の生産が非常に少ないので大体官研材の払下価格が死んど木材の④と言つてよく、此の価格を決定するには過去10日間の物価の変動を参考にして価格決定委員会が決めるであります。が最近の実績を見ますと殆んど大きな変動はない様であります。民間の木材は自由販売でありますか実際は官の④と殆んど差がない様であります。林政の事情について以上大体お話を申ましたが最後にもう一度要約して台湾林業の三大原則を述べますと、樟腦の保護、粗悪林の改良、特用熱帶樹種の増殖であります。此の熱帶樹種として増殖を図つて居るのはチーク、マホガニー等であります。此れは非常に重点を置いて居ります。

もつと種々話しあいことがあります。時間が都合で一応此の辺で終ります。

（松原筆記）

檜以外の造林=木材上にも共通する理論と実際

A 5 布装
350頁図111
正価380円
送料50円

▼ 農林省林業試験監修 坂口勝美著 新刊

著者廿年間の実地研究に基き檜生産上の最善効果を挙げしむる目的のもとに、編を種子と育苗（土地、播種、床替、施肥）○育林（植樹、造林地の保育、特殊造林、天然更新）○保護（苗木、林木の病虫害、鳥獸害、気象其他）○造林工程、収穫等に大別し、正確な試験成績を掲げ、他の造林上にも応用し得るように平易実際的に詳述。

前京大教授佐藤彌太郎博士監修 再版=新刊

杉の研究 A 5 布装約720頁図112
価700円・小包料50円

急告 今度本書を予約申込数を微して限定重版につき御希望家は来る9月末迄に端書で申込願う

高知大農教長 藤島信太郎著 全部改訂第2版

前高知農林局長 実践造林学講義 A 5 布装383頁図49
価380円・小包料50円

「これから合理的造林法」を目標に著者は前著を全く書き換えて、造林の基礎知識から林木の種苗と新生林の造成、播種、植付、撫育、保護、手入、管理、除伐、間伐、枝打、森林の更新作業等の理論と実際を詳述す

発行所 東京都文京区森川町70 株式会社 養賢堂
振替東京25700番

☆☆ 本会三十周年記念 ☆☆

敬老座談會 (1)

本会は創立 30 周年を記念して全国に居住されて居る 70 才以上の先輩各位の中から各支部や分会からの推薦によつて次の諸氏に召集を願ひ明治以降の林業について、特に憶出の深かつた事柄や印象に残る事項を語り合つてもらひ、林野庁の主腦部をはじめ在京の諸先生を煩はして種々とお話を相手を務めて頂いた。吾国林業の変遷の跡がしのはれ、吾々後學にとつても誠に興味深いものが多く、今後の歩みについても多大の示唆を与えられるものがあると思う。

尙お招きした方々の中にも急用だとか、突然の御病氣等の事由により已むなく参席頂けなかつた方もあり、特に後から御手紙等によつて感想を寄せられたのもあるが、それ等は本速記録の末尾に一括して御紹介することにしたい。

本座談会を開催するについては特に林野庁から種々と御援助を頂いたことに対し深甚なる謝意を表する次第である。

社団法人 日本林業技術協会

日 時 昭和 27 年 3 月 26 日 (記念式典の前日) 午後 1 時から 5 時過ぎまで

場 所 森林記念館二階 日本間会議室

出席者 (順序不同)

語り手	丸宮江林三正漆寺	山内畠常三寺	佐富彌浦矢崎木山尾	四次之実宮信雅辰	郎允夫生松渡喜助	氏氏氏氏氏	兵滋奈北東東東東	庫賀良海京京京京京	県県県道都都都都都
聴き手	柴藤藤中吉玉早三	田岡金田手尾浦伊	重光鋪喜三丑八	榮任長三郎寿麿郎	氏氏氏氏氏	氏氏氏氏氏	林野庁業務部長 〃指導部長 元林業試験場長 元太平木材 KK 元本会常務理事 林業試験場 前本会理事長 大日本山林会長		
主宰	松川恭佐	川恭佐	氏	本会理事長					

松川 大変遅くなりまして失礼いたしました。只今から敬老座談会を開催させていただきたいと存じます。この催しは元の興林会、只今の林業技術協会が30周年を迎えるに当たりまして、日頃敬慕しております先輩先覚の方々のお集りをいただき、長い間に亘る御体験等をお話合い願い、私共後進をお導き下さるようにという趣旨でお招き申上げた次第でございます。お忙しいところを遠路、北海道または関西方面からもおいで下さいまして誠に有難く存ずる次第でございます。なおいろいろお祝いの品物を頂戴いたしまして恐縮の至りに存じます。この席に掲げてあります絵の軸は、江畑さんがお書きになりまして本日お祝いに頂戴したものでございます。御披露申上げまして厚く御礼申上げます。

今日お見えになりました主賓の方々のお歳はいずれも70才以上ということに一応、線を引いたのでございますが、最長老の方は宮内さんの数え年82才、お若い方が林さんの70才というようなわけでございます。

なおお席等も甚だ不順でございまして申訳ないのですが、便宜上御手許に差し上げて居ります名簿による順序といたしました。丸山さんから寺尾さんまでがこの順序によつております。その他は陪席の方々でございます。一々御紹介申上げるまでもなく、既にお判りと思いませんから省略させていただきます。とにかく、このように先輩先覚の方方に多数お集りいただきましたことは、われわれ林業界の壯觀であると存じ光榮この上ない次第でございます。先輩の皆様方のお導きによつて日本の森林も栄え、又後輩もぞくぞくと養成されて参りました。今日こうやつて森の恵みを私共が受けておりますのも一に今日の主賓の方々のお骨折の賜物であると日頃衷心感謝を申上げておる次第でございます。どうか十二分に私共をお教え願いたいと存じます。

ただ漣に残念なことには、私達の協会の地方にある各支部や分会から御推薦いただいてお招き申上げました方々の中、急な用事がお出来になりましたり、又は突然御病気になられたこと等のためにお見えになられない方があるでございます。その方々を申上げますと、佐々木君五郎さん、村山喜一郎さん、糸原源太郎さん、相原義人さん、内藤確介さん、佐々木和策さん、田中鷹太郎さんでございます。なお、陪席の方々の中にも国会の関係がございましてどうしてもお出になれない方が横川長官、幸田林政部長でございます。長官は以前から特に楽しみにしてお待ちしておりましたのに誠に残念でございます。なお宮田長次郎さんは伊勢の奉仕造林に出席のため、倉田吉雄さんは国会関係で御欠席でございます。以上御報告を申上げます。

なお今日の座談会の進め方について一応御了解を得てお

きたいと存じますが、時間も限りがありますし、いろいろ御都合もおありで長くお引とめも出来ませんので、一応主賓の方々から10分以内のお話を願いまして、そのお話を基にしていろいろと御懇談申上げ、お教えを乞うようにいたしたいと考えている次第でございます。この点どうぞ悪しからず御了承願いたいと存じます。なお、この席の座長は主催者の私として甚だ恐縮の次第でございますが、私60才になりますが現役の方々を除いてはこの席で最若輩ではないかと存じます。こういう者が座長を務めては誠に出過ぎたことでありますので、この役は甚だ失礼でございますが三浦伊八郎先生に御諒解を得ておりますので、先生に何卒よろしく御願い申上げます。なお早尾さんは、座長はやらぬが話を進行する務めならやろうという御諒解を得ておりますので進行係をお願い致したいと存じます。以上、甚だ簡単でございますが、開会の御挨拶に代えましてお願と御礼を申上げます。

三浦(伊) 只今、本会理事長の御挨拶にございましたが、私、実は座長という意味でなしに進行係という意味でお引受けいたしましたので、早尾さんと二人で進行係を務めますから左様御諒解願いたいと思います。

林業技術協会は今年で恰度創立以来30周年に当りますので、明日、この立派な記念館の落成式と共に記念式典をお挙げになるそうでございまして、私共林業関係者一同、大慶至極に存ずる次第であります。林業技術協会は大正時代に大正年間の林学の専門教育を受けた人々の同志愛として集つた会合であつたかに記憶しておりますが、それが次第に発展して昭和時代になりまして相当いろいろ厚生的な仕事もなさつたりして隆盛になつて來たのであります。それが戦争が苛烈になり、又敗戦の結果、困難な事態に遭遇しまして、一時は經營も相当困難になつたようで、大日本山林会と一つの事務所で事務をお執りになつたこともあります。

現在わが国の思想はアブレガールと申しますが非常に混沌としておりまして、敬老というような思想は殆んど絶えているような場合に、こういう催をされましたことは私共特に敬される年に近づかんとしておる者にとつては一入愉快に存ずる次第であります。この催に対して各位がお集り下さいましたことは、林業技術協会にとつて芽出たい日に對して、錦上華をそえると申しますが全く約囃華麗な会合が明日も展開されるということを期待いたしまして、林業技術協会の幹部各位に対しまして謹んで敬意を表し、且つお祝い申上げると共に、皆さんに感謝する次第であります。

す。

それでは、予定の方式に従いまして、皆さんの御感想をお伺いいたしたいと思うのでありますが、三矢さんは他に御要件があつて途中で御退席になるそうですから、まず三矢さんから御感想を伺いまして、それから皆さんにお願いすることにいたします。三矢さんどうぞ。

三矢 私、他に用件があつて中座いたしますから、お先に御免蒙ります。今日はお招きをいただき、有難うございました。久し振りにお目に掛れるので喜んで出て参りましたが、何もお話というようなこともありません。元来私は専門家といふわけでもなし、ただみんなの言うことを聞いて長い間やつて來ただけであります。実は7年許り郷里の方に引籠つておりまして、世の中からも遠ざかつておりましたので、この立派な建物やこういう会合のあることも知らずにいたわけで、誠に嬉しく思います。敬老会にお招きいただく年になりますて、しかも耳は遠いし、足はいけないし全く駄目になつて、お話を申上げることも何もございませんが、昔の苦心談でもといふ御指命でありましたが、別にこれといふこともありません。私は御承知の通り御料林の世話をしております。初めの1、2年は一向東西も判らずに見ておりました。ただ御承知でありますように、宮内省といふところは隨分性の悪いお客様の多いところでありますて、温厚な役人が揃つてゐるものですから、むずかしいことをいつて来ては困らせられておつたのでございます。これを私は、第一に来ないようにしてもらつたのです。第一の仕事はそんなどでした。それから隨分待遇は悪いのですが、役に立たない人が沢山いるところですて、それを4年がかりでだんだん新しい人に替えたのです。その頃になつて、やつと林業のことも少し判るようになりますて、次第に積極的に仕事を始めたのですが、その当時私の心配したことは、林木の更新といふことです。これがむずかしいように思いました。木曾の檜を持つておりますて、檜の更新はやつておりましたが、中には明らかに失敗したところもありまして、仲々思うように参りません。いろんな方法を行つたのですが、私の考えでは天然更新に人工補植をしてやるといつことが一番いいのじやないかと思つてやつて参りましたが、これも仲々思うように参りません。今日どうなつておりますか気に掛りながらその後行つても見ませんが、今日でも皆さんがやはり御心配になつてゐることだと思います。そのためには秋田の杉の天然更新などをわざわざ見に行つたりして、御面倒をかけたこともありますが、向うは今日うまくいつておりますが、どうでせうか。

それから私がやらなきやならぬと思ったことは、山の奥の方を開発することです。どうしても近いところをやつて

奥の方は捨ててありますから、奥の山を開発すること、そして立派な木は黙つても伐つて行くから心配しなくてもいいが、悪木を駆逐して良木を育てるということに大分力を入れたのです。損得という点から考えますと、大分損でございますが、長い間のことを考えればいいということでそれがためには森林鉄道、道路よりは軌道の方が安いところもあつたので専らこれに力を入れたのです。経済の方からいえば悪いでしようが、終りまでやりましたので大分軌道が出来ました。その後はどうなつたか知りませんが、北海道は私の就任した時には森林鉄道は全くなかつたのですが辞める頃には大分沢山出来ました。長野・岐阜・愛知県の辺りは随分軌道を作りましたが、大体今も残つているかと思います。先だつては大井川の上流に千頭といふ山がありまして、あの山奥に鉄橋を作つたのですが、私に名前を付けてくれといわれて飛竜橋といふ名前を付け、止むを得ず下手な字を書いて橋に掛つています。私が在任中に多少苦心したことは、悪木を駆逐して新しい木を育てる、奥山を開発する、森林鉄道を作るといふことだつたと思います。同時に若い人良い人を育て、又いい苗を育てるということ。これは三浦さんにも大分お世話をなつたのですが、良苗だと思つて植えたのが必ずしも育たなくて思うように行きません。殊に国有林と合併しては御家風が違いますて、宮内省ですと専門家として育つていればいいのですが、今は専門家と同時に政治家でなければならず、どうも向かぬような人も出たようですが。その点どうぞ柴田さん、よろしくお願ひいたします。

三浦(伊) 有難うございました。予定では皆さんに順々にお話願うことになつておりますが、三矢さんは途中で御退席になりますので、三矢さんのお話に関して皆さんの御意見や又お伺いなさることがありましたら一応座談的に完結しておいた方が便利じやないかと思うのです。

只今お話の通り、御料林には一時東大の卒業生の秀才ばかりを大分お集めになつたことがありますて、それが今林業界の中核になつておられるのですが、中には教育界へ変られた人もありますが、そういうことを私もよく記憶しております。又、今日日本の森林の状態は、國破れて山河ありと申しますか、非常に荒廃した形にあります時に、旧御料林といふものが元よりいい森林であつたかも知れませんし、又適当な条件のところに位置しておつたかも知れませんが、とにかく平均蓄積が一番いい、大きいということは御料林としての経営の方針が林業といふ立場から日本で一番成功しているものだといつていいのじやないかと私共常に考えておる次第でございます。しかしそれについて、国有林なり民有林なりに対する國家の指導方針といふ点か

ら申しますと、或いは違つた声もあるかも知れませんが、一応私の感想を申上げた次第であります。他に何か御意見はありませんか。

早尾 今の問題について意見はありますか、余り進行係がしやべるといけないので寧ろ引出し役になるように致しまして……。秋田の天然杉林の更新について視察されたようですが、杉の天然更新というのは私の在官時代に大いにやつたことの一つであります。それを現場で見ておられるのは、柴田部長が秋田の部長、局長として十数年おられたわけで、私は昨今の現状は知らないんですけど、柴田さんにお伺いいたしたい。又、松川さんはヒバの天然更新についてやつて居られるのですが、近頃も林野庁に頼まれてやつて居られるのですが批判というものを世の中に発表していないのです。われわれのやつた結果が今日どんなになつているかということを実際に扱われた柴田さんに、それから批判的におやりになつた松川理事長のお話を伺いたいと思います。

柴田 それでは簡単に申上げます。当時早尾業務課長の御指導をいただき、課長の御研究で私共も杉の天然更新という問題について随分骨を折つたつもりでございます。一応天然更新も見通しを持ち得たつもりで出発をいたしたわけでございます。その後の経過が必ずしも天然更新ためのよい取扱いが出来ておらなかつたということ。或いは戦争のために天然更新の扱いが非常に破壊されたというような理由もありまして、杉の天然更新は実際は択伐によつて安全に期待することは困難だという実情になりました。私が恰度あちらに参りましたから、この上はただ択伐天然更新ということで放置することは出来ない、もつと部分的に専念するという考え方で、一時は小面積の皆伐をいたしまして、人工植栽によつて更新をする。或いは極く天然更新の適地で小部分に択伐による天然更新を行ふ。或いは又、天然更新に対して人工を多分に採入れるという複雑なところに持つて行きました。最後に計画いたしました杉の択伐天然更新というものは、端的に申上げれば根本的に改めたいという実情でございますので、その点を申上げておきます。

三浦(伊) 松川さん、どうですか。

松川 私は主にヒバの方の仕事をさせていただいたのでございますが、只今お話の三矢長官の御在任中、ヒバ林を御案内申上げたことも覚えております。概略的に申上げますと、ヒバは杉よりもいわゆる天然更新が楽で、合理的な取扱いをしていればそう大した誤ちなく生長量の増加の如きのものも予期の結果が得られるものと確信しております。これは 20 年間続いてやつております青森の 2 カ所のヒバの実験林の成績を見ても、はつきりいえることあり

ます。ただ残念なことには、国有林の經營が合理的であるとか計画的であるとかいいながら、やはり実際に細かく見ますと、なかなかいうが如く実行されておらない。そのため更新が失敗しているという例は普通林地において多々見受けられるのであります。ですから要するに、取扱者の頭と腕を向上させることによつてのみ、この解決が与えられるものであろうと感じております。

北海道にはほんの僅かしか視察の機会を得なかつたのであります。両 3 回参りましたところでは、エゾ松、トド松の如きはヒバほどは楽にいかないようですが、相当の成果を収め得るものと信じている次第であります。しかしながら、今柴田部長もお話になられましたように天然更新といつて極く難駭な考え方で山にぶつかつてゆくのでは、到底成果の得られないことは明らかであります。やはりお話のように、部分々々の細かい仕事をやつてゆくことが一番大切なことであつて、日本の山に即応した局部的な細胞的な施業をやつてゆかなければならぬのではないかと結論付けられるやうに考えます。これらの点につきましては、こゝにお見えになつておられます寺崎先生はどうお考えになつておられますか。30 数年前から私共お教えを頂きました頃からずつと今までの経過を見ますとさように感じられるのでございます。

三浦(伊) お話が寺崎さんの御専門の方に向きましたから寺崎さんからお話し願いたいと思います。

寺崎 今松川さんのおっしゃられたことは、正しく事実であります。私は未だに大正の末から同じ試験地について——広い面積でやつてはおりませんが——大なる注意をもつてやれば更新は出来るものと思うのであります。しかしながらその山が、いわゆるアンステーブルの状態でないといかぬのであります。天下の美林になつてしまつてはなかなか容易なことではありません。しかもこれは樹種によりまして、只今残つてゐる試験地で終戦後はつぼつ營林局の援助を得てやつております土佐方面におきまして試験地が 3 つ 4 つ残つておりますが、それによりますとかなり天下の美林に近くなつているものでも取扱い如何によりますと立派に稚樹が生えております。これはここにおられる指導部長の藤村さんも御承知でございましようし、その他の方々も土佐に行かれた方は大抵御覽になつておられると思いますが、昨年久し振りに終戦後初めて行つてみると稚樹は私の背よりゲンと高くなつております。しかも馬路の方面に行きますと杉も檜も櫻も生えていて、やはり元の状態に近い樹が盛んに生えております。黒川方面の試験地は元来杉はないのですが、檜と櫻は立派に生えております。それをこれから如何に育林したら早く太らせることが出来るかという問題に只今ぶつかつてゐる次第であります。

す。常磐線沿線の富岡野上辺におきましては、やはり天下の美林に少し近く、まだそこまではなつておりますが、田中波慈女君が東京管内の造林課長の時代にやつたもので、それなども只今では樅が5、6寸位になつて樅の山になりつつあります。秋田におきましては天下の美林というような男鹿の山ではなかなか稚樹が生えませんでしたが、富士五湖の奥の方に非常に若いのと年取つたのと混ざられた山がありまして稚樹が非常に生えておりました。ただ戦争中に後の手入が止んでしまつて漸く23年頃樹を伐るようになり、お蔭で第3回目の樹を伐るようになりました。その後行きませんので元のように稚樹が盛んに生えて来たかどうかはつきりいたしませんが、やはり適当な時期—4、5年—になりましたら年を入れるようにしないとなかなか稚樹が伸びない。また生えるような機会を失つてしまふというようなことになります。こういう状態でありますから、天下の美林のようにステーブルな状態にならぬ山ならば育林に十分力をそそげばいい山になつて行く。しかしながら一方におきましてはそういう天下の美林においては下木植栽をするか或いは柴田さんのお話のように細かい面積を切つてそこにだんだんと植えつけて行くということにしないと、なかなか手がつけられない。殊に余り美林になりますと具合の悪い例は高野山の一つで、金剛峯寺の方に樅の太い樹が沢山並んでいます。これは明治39年で、ごく昔は大臣の認可を受けなければ試験の仕事をすることが出来なかつたのであります。只今でも稚樹が生えないところがありますので、どうしても林の状態をアンステーブルな状態にするには、やはり長年の計画をしなければなりません。どうしても10カ年位じつと見ている余裕がつかないと、4、5年ではなかなか伐つて造林したような具合にはゆきません。10年じつとこらえていれば、状態がどんどん進んで立派な天然更新になるところが沢山あるようでございます。私は北海道では自分自身でやつているところはございませんが、北海道は恰度日光辺にあるような具合に非常にサルノコシカケの類が沢山木についておりますのであれを退治してゆけばいいのですが、どうもなかなか容易なことではございません。あれの沢山かかつているとところでは間伐したり折伐したりすることが容易でないと思われるところが相当沢山見受けられます。その場所々々に応じて考えてやらないと、統一したことだけでやつても効果は挙らないと思います。大体この位で……。

三浦(伊) 天然更新のことは一応理論つけていただきましたが、寺崎様、間伐のことにつきまして少し……。

寺崎 唯今天然更新に就て、私の実験の経過の一端を申述べて置きましたが、私のそもそもこののような問題を初め、間伐の仕方を国有林の作業として実行することを指導

し、更に私有林の作業としてextentionするようになり、遂に日本の植栽林及び天然生林の作業体系を誘導するに至りましたのは、私が学生時代に吉野林業全書という吉野の川上村の住人とかいう森庄一郎氏の著書を読んでいるうちに「マビキ」の仕方という極めて簡単な記事が動機となつて、学生時代から続いて大学院学生となり、林学教室にあつた凡ての独乙語の雑誌、英語の雑誌、及び仏語の雑誌を初めとして、間伐に関する著書を読んで、果して吉野の間伐と類似したものあるや否やを比較研究して見ましたら、結論として吉野獨得の思想が在るということを知つたのであります。

たが吉野の林業の最終生産目標は櫛丸用材にあつて、その他のものは普通用材であるからマビキもその最終生産目標に適正に到着するにあります。そこに問題があるのであります。とはいも吉野のマビキの仕方の根本思想はどう考へても日本の植栽林や天然生林を観察しますと日本人否な私の思う壇にはまつているような気がいたします。そこで私が大学院学生時代に山林局から林業講習所の国有林施設案規定や測樹学方法の講義嘱託を受けて実地指導に房州の茂原附近の国有林に出張し、又房総半島の東大演習林や私有林に自ら出掛けて林を観察している内に普通用材生産のためのマビキの仕方を所謂吉野間伐の思想を土台にしたものに誘導することが出来たのであります。

それから此の間伐を如何に質的から量的に誘導するかを考へている間に前記国有林の天然生林を眺めて此の林に間伐したらその林の改善が出来るのではないかということになつた。そうして1904年に初めて吉野の川上村の北村又左衛門様の所有林に出張し吉野の間伐と自分の考案による間伐法とを実際に立会比較する機会を得まして両者の特徴を明かにすることが出来ました。此のときの考は後に

(大正の末期) 山林局から国有林の天然生林の施設を依嘱されましたときに実地指導に応用することになつたものであります。植栽林の間伐天然生林の研究は1906年から1942年までの林業試験報告、林学会報、山林会報、山林彙報、大日本山林会及び各営林局より刊行してくれた各種パンフレット林友会報に発表してあります。然し此の応用の土台となりましたものは前に述べましたもののようなものであります。土台を現実ならしめるように拍車をかけたものは大正9年から10年に僅か1ヶ年間の歐州見学出張旅行であつたがスイス國の折伐及び割伐の作業の仕方及びスイスよりのフランスの天然更新の作業の仕方を見学して得ましたヒントであります。

前述の間伐を土台とする各種作業法を実行する計画とその計画の基礎計算に必要な材積表及び収穫表が甚だ不完全のようありましたから之れを補充し改良しようとして

先づ材積表の調製ということと、それを使用して林の材積及び材積計算の諸要素の計算法を研究しなければならなくなつたのであります。

それで材積表調製について研究することになつたがその根本原理は幹曲線の研究から始めなければならぬ。幹曲線を研究し之れを応用して材積表を調製することとなりました。然しその資料を蒐集するには相当の費用と時間と労務とを要するものでありますから新編成の施業按附録にある標準地材積計算用標準木を使用しました。これが今日大日本山林会から発表されている材積表のたね本であります。此等の研究は 1904 年から 1913 年までの林業試験報告、大日本山林会報、林学士会報等にあります。それから収穫表の調製は 1910 年から 1915 年までの林業試験報告、山林彙報、山林公報、大日本山林会報、林学士会報等にあります。

1925年以後は私は自分の今まで仕事をしていた数的関係の試料の取纏め方に付いて検討を加へなければならないという事に気付いたのであります。それは 1925 年 R.A. Fisher の Statistical Methods for Research Workers, 1925 を 1926 年に入手することが出来まして之れを通して得た収穫であります。それで種々の文献蒐集を始め、ようやく大体の表面解釈が出来て専くとも研究成果の吟味や実験の仕方は範を R. A. Fisher の所説に立脚しなければ危険であることを感じ一日も早く林業の調査及び試験に取り入れるべきであるということを高唱するに至つたのであります。ときは正に 1937 年のことです。その後松川様の御援助によつて満洲の森林を視察することが出来て作業試験地を設置し、その報告を提出しそれが満洲林野試験時報第 3 卷第 2 号、1943 年に発表されたとき R. A. Fisher の主張した新しい意味の統計方法の応用を示す機会を得たのであります。

その後戦時中 1945 年 3 月 9 日～10 日に亘る空襲により丸焼けとなり、一時盛岡に疎開し焼け残りの資料を用ひて研究を継続し、漸く 1950 年焼跡にバラツクを建てる機会を得るまで盛岡農専の図書館及び仙台 C. I. E. 図書館で新しい統計学の文献のコピーを作ることが出来まして更にその後もとの目黒の林業試験場に従前の仕事を継続し、材積表、収穫表の調製について再検討し更に間伐の仕方に付いても亦同様の研究をして居るのであります。間伐の問題に関しては終戦後改良された間伐を青森、秋田及び大阪の各営林局並に林野庁の指導部研究普及課の依頼によりまして間伐指導及び青森、秋田、東京、前橋、大阪、高知及び熊本の各営林局管内の間伐試験地及び天然生林の天然更新試験地に実施し且つ指導し林学会にその一端を発表しました。又検討した新しき材積表を発表しようとして、収穫

表に関しては最近の林学会にも発表しようとしているのであります。

以上は私の自家広告であります。

三浦(伊) 今度は三浦さんに国有林の問題について御感想を述べていただきたいと思います。

三浦(奥) 秋田に初めて参りました新任の挨拶に山形の裁判所に行つたとき「山形の林区署員から盜伐をいくら告発しても微罪検挙で取上げてくれないから、告発促進について骨を折つてくれ」という意向を受けて来たからよろしく願う」といつたのですが、渡辺八郎という検事が突然怒つちやつたのです。というのは、与えるべき薪をやらないでおいて官林を伐つたからといつて罰するいとうそんな馬鹿なことは出来ないというわけで大変御機嫌が悪くなつて、私は早々に却つてお目玉を喰つたのです。それで果して盜伐が微罪の程度であるかどうか皆で見に行こうじゃないかというわけで、一番汽車の便のいい赤湯温泉から山に登つたのですが、皆が黙つているのでどうもおかしいと思つたら、この山は何十年も伐つたことがないというのです。それでは盜伐じゃないかというと盜伐はこの辺にはないという。植木のような小さな木を山形の井関といふ温厚な年取つた人が植えたが、それがどうなつたか尋ねても黙つている。叱ることも出来ず、帰つてからその問題で会議を開いたのですが、どうもよく判らない。調べようということになつて部下を 2 人程集めて調べたところ、大変なことです。全山みな盗伐されている。しかもどこは何年後とか村で計画を立ててやつているのです。つまり盜伐の施業計画ができる居る訳です。そこで村で作つてある施業案を調べて伐る年を延ばすことにして、2, 3 年間はじつと我慢して村には別に薪をやるよう決め、ある事務官と貴島圭三君と 3 人で検事当局に行つてその話をしました。今度は検事の方でも非常に深く感謝して、違反したものはビシビシぶん縛るということで、検事 1 人と林区署の者 3 人と 2 組に分れて村をずつと回つたのです。そうしたら村で大変感謝しまして、5 年でも 10 年でも待ちますということで誰一人反対のする者がない。私は大変愉快になりました。この原因は林区署の人が非常に地元を愛する精神に盲目になつてしまつて、盜伐が大してないと思つていたためで、人をいじめようという気持がなかなか出て来ないというのが一つの原因でした。ちょっと不思議なことで、未だに忘れられません。それ以来、検事局は林区署のことならば何でも直ぐ受合つてくれるようになつて、林区署に会議があると山形県の者は盛んな宴会を開いて踊る歌うの誠に愉快なことをいたしました。

三浦(伊) 盗伐施業案を認めたという大変面白いお話をした。

早尾 それに関係いたしまして、三浦さんの御功績と申しますか、われわれからいふと国有林経営の根本方針が秋田で決められたということがあります。盜伐施業案を認めたというのは山形県の問題ですが、秋田杉の問題とすれば当時皆伐作業一点張りで来た時代のことで、戸沢（又次郎）という技師の方が長く居つてあいの施業案を秋田に勧行し、又山形にても天然広葉樹林を大体杉喬林作業を軸として更新するということは大きな問題であつた。そのために将来地元の薪炭を賄うのに如何するかといふに、国有林の杉林から供給する末木枝条を当てにする外に足りない分は地元自身で努力しあうのが大体のゆき方でした。それが三浦さんの署長時に出て来た秋田県下の施業案の検討では薪炭林作業が非常に増えてしまつた。地元のために薪炭林を必要とするから杉喬林作業ではゆけないということで、今更目立つて薪炭林作業が殖えて来たので之をどうしようかと思いましたが、やはり地元の希望は多く見てやらなければならぬということで、矮林作業が相当に認められたということを記憶しております。その後北秋の施業案を 10 年程見てましたが、矮林作業が相当殖えたようでした。又その後、局には長らく岩崎準次郎君が見えたが矮林作業は依然続いたと思いますが夫れにしてもあなたの御功績と申しますか、当時の「地元矮林作業」には相当大きな問題を投げたと思つております。

三浦（実） 検事正の方にその功績があつたのです。

三浦（伊） 今のような意味でなしに、何か公共心が衰えたというような意味ですか、戦後盜伐が相当全国的に盛んになつているという傾向がないでしょうか。国有林の方ではお感じになりませんでしょうか。

柴田 盗伐はふえておりませんですね。どちらかといえば、だんだん少くなつてゐると思います。地元のことを考へるということは、時勢も違つて来ていますから考へなければとても収まらないで、今度は国有林野法も改正されて、地元の薪炭材を供給するように権利を与える制度も出来ておりますし、いわゆる民主的な経営ということになりましたよろしく、施業案を編成する場合には地元の意向を入れて編成する。そして要求を聞いてやるところまで進んで来ております。ですから現在は国有林に対してだんだん理解もし協力もしている傾向にあると私は考へております。

三浦（伊） 小さい盜伐ですが、東大の愛知県瀬戸の演習林は戦争が苛烈になつてから、又終戦後も盜伐に悩まされて合理的な経営が殆んど出来ないという形ですね。コルクガシなど私は種子を取つて大分植えてあつたのですが、そういう見本まで伐られてしまつて、大分被害があつたそです。

柴田 余り地元のことをお考えにならないのじやないですか。（笑声）

三浦（伊） 余り里山過ぎるからですね。

早尾 終戦後は盜伐しても盜伐と見ないのでしょう。相當無理なことをやつてゐるようですが、森林主事もそれを見て見ぬふりをしているという報告を受けているのですが。

柴田 それは相当な誤解ですね。北海道については、營林の完全にいつていませんところもありますし、道もないようなところに伐木をしているというようなことで、いろんな批判も聞くのですが、それがふえたということではなく、施設の拡充に向つておりますし、経営案もだんだん整備して居りますし、……。盜伐がふえる傾向にあるとは私は考へておりません。

三浦（伊） 林さん何か北海道のことですか、……。

林 私は森林保存とゆう様な話題と変へさせて頂きます。

三浦（伊） それでは今の問題を離れてどうぞ。

林 先ず北海道の森林保存政策に就て申上げて見たいと存じます。

北海道の拓殖初期の様に、原始林地帯に移民を入れる場合には、其殖民政策のもとで、時流の鋒先が先ず森林の撲滅に向かられる事は世界の常例であります。又夫と同時に心ある政治家、特に林政担当者は必ず殖民地の時流に反抗して森林保存政策を護持すべくつとめることも亦常例であつて、本道歴代の林務当局者は夫れであつたと思います。

然し又北海道の様な場合、此の大森林資源を、一地方庁に委せておくと言う状態を外から見て居ますと、どうもあぶなくて仕様がない。夫れで国有林々政統一と言う大綱貫徹もさることながら、其蔭には「あそこには委せては置かれぬ」という取扱苦勞もひそみ、又「なあに保存政策位は立派にやつて見せるぞ」と言う意地も之に応酬した感もあると思いますが、然し保存政策遂行と言う事は大変な難事であります、単に林政機構いぢりや意地づくなどで出来ることではありません。幸いそこに大きな偶然の天恵があつたと言うことを申述べ度いと思います。

それで国有林の移管問題でありますが、明治 40 年園田（安賢）長官の拓計案が河嶋（醇）長官に依り覆えされまして、森林費が拓殖費から切離され、之で森林收入が拓殖の犠牲になることは防がれた形になつたのであります。が、明治 41 年以降森林費は一般財政に影響されて年々削減され、又森林費予算が額に昇格した代りに、元の目が項に上り、流用がきかなくなるなど營林の実態は全く萎縮してしまつたのであります。又一方大きな山火事が頻発して被害が全道に漫延する勢いを示し、林政不安の世論は深刻

になつて来ました。遂に大正6年仲小路（廉）農相の時に移管問題が起つたのであります、蓋しそれは非常に良い機会だつたのでありますと謂ふ、クリーン・ヒットだつたと思います。然も其時の政府の内情は、内務大臣後藤新平氏まで移管に賛成して居つたので、俵係一長官は全く窮地に陥つたのですが、偶然にも朝鮮総督府時代の因縁から寺内（正毅）総理大臣に直訴して、此時の移管断行は一応喰止められるようなことになつたのであります。其後に政友会内閣で原（敬）首相が暗殺されましたその朝の閣議で移管の延期を決定しまして、斯くて第2期拓殖計画の終年である昭和21年までは移管は事実上停頓の勢を造つたのでありました。其間に一つの思い出があります。

此の仲小路旋風の際に、道府林政の頭目でありました林駒之助さんの立場や、心境はどうであつたか？勿論山林局の総師松波氏あたりとは懶かに打合せはあつたことは思ひますが、當時若輩であつた私にはその眞諦は解りませんでした。兎に角私は同僚である故河原繁技師と2人がジヤンジヤン林先輩に聟勵されまして移管反対の理由書を書かされたものでした。私はこの事件の後で上京して松波秀実先輩の處に伺うと「実は自分としては此度の事は始めから成就しないと思つて居た」と微笑して居られましたので、「私達も此度は立場に困りましたが林先輩とは、今後愈々責任は重くなるが、国有林は絶対に譲り通し、本質には無瑕で御引継ぎしようと話合つて居ります」と答えましたところ、「頼むからしつかりやつてくれ給え」と、立ちあがつて激励された事を記憶して居ります。松波、林両先輩間の交渉も大体こんな處ではなかつたでしょうか。私達の森林保存政策にはこうした移管問題の刺戟が可なり強く秘められて居りましたことを申添えたいのであります。

それから此の北海道国有林の保存政策を今度の戦争前迄遂行し得ましたことについて、月並な言葉ですが天の時、地の利、人物、の三つの点から説明して見度いと思います。

先ず「時」から申しますと、北海道に盛に移民が入り込みましたのは明治、大正にかけて20年前後で、其頃が原始林の伐採、焼払の最盛時であり、森林受難の最悪の時であります。然るに其時代は製紙工業を除きまして本道材の用途は未だ拓がらず、之等の未開地出材は寧ろ安価なものだから、（註・大正6年度立木払下単価（総平均）17銭5厘程度の安価）専ら売扱められる時代で、換言すれば此時代に本道の森林は価値の高い利権の対象とはなつて居なかつたのであります。然るに第一次世界大戦後に於きました俄然北洋材大需要の時代が勃興して來ました。ところが丁度其折、大正9年頃から樺太森林に松毛虫（トドマツ）の大被害が起り、被害木と称する大払下が始まりました。そのお蔭で木材需要者は勿論、これまで北海道をねら

つて居りました天下の森林利権屋迄もが挙げて樺太に集注し、ブルドッグ見たいのが山番して居る北海道を素通りしたと言うこと、つまり今度は山荒らしの鋒先を樺太に向けましたために、受難時代を免れたということも大きな保存政策の抜けになつたのであります。

次に「地の利」であります、樺太の様な狭まく長い地形では、海岸から中央山脈まで簡単に斜の柄がございて、忽ち坊主にされる憂がありますが、北海道は広大で、凡そ四角形で中央山岳地帯は海岸から遠く離れて居り、且つ前記の濫伐時代には鉄道の分布が極めて疎でありますために、輸送の関係から道内消費都市附近の外は、所謂天塩松を始め船積の便利な沿海地区の森林と、流送の便がある大河川の沿岸の局部林分のみが伐られた程度であります。即ち往々伐られたり、焼かれたりした林分は今日の農牧地が主であります。今日、本道国有林の本質を為すところの中央山岳林は前に述べました「時代の喰違い」と関連して此「地形の特質」に依て正常な経理が護られた点も亦偶然大きな抜けであつたと申さねばなりません。

第3の森林の「守護と人」と言う事は林学の先輩林駒之助と言う偉大な適格者が偶然本道に居合はせた事であります。大正3年以降昭和7年迄18年間の功績は特筆すべきものであります。このことは皆様がよく御存知の通りであります。私はその間—昭和以降は地方林課を分担はしましたが—終始次席で到らぬ乍ら女房役を勤めさせて頂きました事は光栄とするところであります。

以上の如く保存の要素には三位一体となつた偶然があることを申し述べまして此の森林保存の問題を結び度いと存じます。

最後に附け加えて申上げたいことは林政統一後の本道の営林局は夫々着々業績を挙げて居り、敬賀の至りに存じますが、今日までの経過から見ますと、主腦者の新陳代謝が余りに頻繁の様に見受けられます。林先輩の18年、私の30余年北海道在官は少し長過ぎるかも知れませんが、戰前からの充分の経験を持つた50才前後の働き盛りの良い技術官には最後には押しも押されもせぬ5、6年の時を費して充分に落着いて仕事をやつてもらうべきではないかと考えます。

三浦（伊） 有難うございました。

寺崎 今のお話の林さんが保存について一生懸命だつたということは、白沢さんが「林君がいたからあそこがもてた。他の人だつたらどうなつたか判らない」と暫々話しておりましたよ。

三浦（伊） 只今、山火事の話がありましたが、私は明治44年に川瀬先生に随行して北海道に行きましたが、恰度金山御料林から演習林に山火事が移りまして4千町歩程焼

いた後に見に行つたのです。それ以後北海道には余り大きな山火事がないようですが、何か技術的政策的に処置されたかどうか。

林 それは移管問題を仲小路さんに突込まれて考えさせられたことは、その頃道内を旅行してみると、例へば有名な狩勝峠からの展望なども実は焼跡草原ばかり見えた時代であります。当局としては大正2年に防火組合を作り奨励を続けましたが、其頃の営林署長の会議は山火事の防止問題ばかりで、長官からも非常に烈しい行政指示が出ていました。しかし春先に開拓をやれば、失火というものは止むを得ないものであります。後年には防火組織を完成したものの、大正初期ならば、充分批判に値した時代と思はれます。

三浦(伊) 次にお隣りの江畑さん、大変お若く見えますけれども70歳以上に達せられておられるそうで、昨年でしたか御令息から絵を書いておられるというお話を伺いました。本日も此處に美事な絵を寄贈になつて居ますが、私先日下関に行って、長府博物館で高鳴北海さんの絵を見て来ましたが、あの人が大林区署長であつたということを伺つたので、あなたも高鳴さんの後を継ぐようになるのじやないかと思いますが。地方庁関係で御活躍になつたそうですが、地方の林政についてお話しいただけたら有難いと思います。

江畑 大変潜越でございますが、時間を割愛させていただきまます。私は明治33年の日露戦争だけなわの時に駒場を巣立まして、田舎を転々といたしました。振出しへ仙台の宮城大林区署でした。署長の篠沢半五郎さんには大変お世話になつたのです。この方は朝酒を2本ひつかけて見えられ、才月知らざる如く話をして誠に部下として幸せだつたのであります。私にも、若くて責任の余り重くない時にうんとやつておけといわれまして、産物の処分掛り、造林掛長、小林区署の監督心得というようにさまざまの仕事をやらせていただきました。それがためにわれわれは官界30年の間、御恩の深かつたことに非常に感激している次第であります。篠沢さんは鶴町三番町辺りに土地と家屋を沢山持つておられ、俸給位は吹飛んでも差支えなかつた御身分であつたために、あれだけの豪放な、しかし正義と勇氣があり愛情に富んだ非常にいいお方であります。2人の署長に仕えましたが次のもう1人の署長は家族が多く俸給に全く依存しており、左を見、右を見、ただ命これに従うという状態でありましたために余り業績が挙らなかつたのであります。かようなことを痛感させられ、これが私の官界遊泳の前身であります。次に舞台はガラリと変りまして地方庁に出たのであります。山梨県に7年おりましたが、大いに意を強くして相当面白く仕事が出来たのであります。

他の県では、当時はどうも中小林業の指導奨励がうまくゆかず、一向地方の林業家がわれわれについて来ないので、これが非常に私の苦痛であり頭を痛めた点であります。それで苗木の無料配布とか植樹の奨励・補助金というようなことで相当呼掛けまして、いろんな条件をつけて林業改良のほんの一端が達成されたかに思つておつたのであります。又講習・講話会が当時相當に流行つてやりましたが、どうも一向に効果がなかつたのであります。恰度法律学が行政官や判検事・弁護士の法律学でありますように、農学が農業教育者、或いは農業技術者の農学であるかのように、われわれはどうも民間との接觸を如何にすべきかということに非常に苦心したのであります。余談になりましたが、農業の方でも数年前から1町5反歩位の農業耕作者が基準になつて、なるべく大農にすべく進めて来たにもかかわらず、だんだん小農の自作農の方が増えて来たというような反対工作があるように、又共同耕作を奨励しつつあるのに反対の方に進むのはどういうわけなのだろう。われわれについて来ないのはどういう点にあるのか。これに反し、工業家や商業者の方は県にいろいろ嘆願に来たり教えを受けに来る。われわれのところには一つも来ないという状態を聞きましたが、結局私の浅薄な考えでは、中小林業家の方は、或いは農業者、水産業者の方は、いい加減にやついてもどうにかこうにか食つて行ける。生活が一応安定している。これに反して商工業者の方では、うかうかすると破産し倒産する怖れがあるから他の商工業者がやつている仕事を覗いてまでも進んで改善を加えてゆく。こういう点にわれわれの方のやりにくい点があつたのではないかでしようか。自然、中小林業家の方は生活が安定してするために競争心が起らない。或いは又労働力がにぶつてしまふ。それでこれを激励すべく県有林で間伐、枝打の模範を示したり、椎茸、わさびの栽培をして実物の教育をやることに努めたりしたのであります。第二段として他府県の林業を視察することを青年団に促したのであります。それから甚だ未熟ではありましたが、当時各県で山林会報は年1回の発刊でありますから、それを月刊にいたしまして、非常に苦心して極く安く一部2銭位にし、林業のみならず農業、蓄産などあらゆる方面を抜萃いたしまして3千部刷つておきました。後に3回位は特別号を出しまして無料配布をいたしました。それには稍ついて来たようあります。それには特號を300部送りという注文が来たりして、やや進んだかに考えております。このようにして小林業家の自覚を促して、自分の力で自分の道を歩んでゆかせ、創造力と自立性を發揮させて実質的に充実した林業家を作り出すということに幾分効果があつたかのように思つ

ておりますが、これとて甚だ未熟でありまして充分なことは出来なかつたと思つております。

三浦(伊) 御引退になつてからの御趣味とか或いは健康保持というような生活のモットーみたいなことは如何でしょうか。

江畠 退官後は一切外界との接触を断つて引込んでしまいました。やがて米の統制が始つたので、大変だと思つてボツボツ丸山さんと同じように百姓をいたしました。年々米7, 8斗、妻1, 2石、その他雑穀、それから裏に小さい池があるので鯉や鶴を飼っています。それから藪に樹があるのでそれを薪にするとか、自給自足的にやつて、幸い過分の恩給をいただいておりましたので両方で食糧難の時代にも余り苦しまずにつかつかつやつて参つたような次第でございます。絵の方は全くの余技でございます。

三浦(伊) そうすると農業とか薪を調製するとかいうことを御自分でやりになるのですか。

江畠 今はなかなか労銀が伴いますから雇入れは困難ですからボツボツやつておりました。

三浦(伊) 自分の話になりますが、私も戦争が激烈になつて物資が欠乏して来始めた時から百姓を初めまして、約1反歩程、日曜日だけ出てやつていたのです。そのために風邪を引いたりしなくなつて自信を持つていたのですが、先日岳父本多静六が亡くなりまして——86なんですが120まで生きるといつておりました——東大の病理学専門の岡

先生に解剖して貰つた結果を伺つたところ、血管とかその他50以下の若い状態にあるので100以上まで生きられたのに、山登りで無理をしたのじやないかといわれたのですが、年寄の冷水といいますか、過労の結果、寿命を縮めたというわけです。それは伊東から修善寺に行く山の中腹におりまして、伊東に行くために坂を下つて行くのを一つの建康法として毎日往復したのですが、別荘を中腹に持つと家からどうしても山坂を登り下りしなくちやならないから、その過労によつて萎縮腎を起して寿命を縮めたというようなことを主治医であつた伊東の国立療養所長もいわれました。それで私の今まで考えておつたこともどうも間違つていたのじやないかと思いますので、御参考までにちよつと申しました。

林 あの坂道を更に近道するといわれて、もつと急なところを通つていられたが、相当強い坂だからね。

寺崎 それと、本多先生は脂物を摂らないからいけないのだ。やはり脂物を摂らなくちやいけない。

丸山 元は天ぷらが好きで、よく脂物を摂られたからね。

寺崎 私が久し振りで先生のところに行つて屋飯を御馳走になつたら、大根おろしじゃね。それで私のおふくろは90まで生きていたけど、毎晩1合づつ飲んで脂物を食べたから、脂物を摂らなくちや駄目だつていつたのですが……。

(以下次号)

測量機械の ニューフェース

日本の様に比高の大きい場合の写真測量は実体写真測量機を使用しなければならないが、これらの機械は極めて高価なもので、ステレオブリニグラフは2,000万円或は6,000万円ともいわれ、マルチプレックスは800万円と称されている。而も製造会社がドイツ及びアメリカで、その輸入も仲々困難な様である。日本に於ても実体写真測量機の製作が企てられ、篠瀬彦氏の考案による機械を株式会社写真測量所（代表者柴田秀雄氏・東京都文京区湯島一ノ四）が日本写真光学社（代表者中村貢治氏）に依嘱して試作せしめ、トリプレックスの名称でその第1号機が昭和26年秋に完成した。その製作費は450万円と言われている。

トリプレックスの特長は使用原板が撮影原フィルム或はそれから作られた陽画乾板を使用し、それを7倍に拡大して観測する。投射器のレンズは150mmを中心に上下10mの作動が可能の様である。描画は視準部の平行移動に伴つて、連動的にロットに連結して機械的に行われ、図化

は写真縮尺の4倍まで可能である。機械の主要部は投射器、原板プロジェクター、ロット、ハンドル、足盤、描画机で、ブランジグラフの構造に似ているが、トリプレックスは写真の傾度 $\pm 3^\circ$ 以内の所謂垂直写真のみに利用される「描画精度は平面位置 $\pm 3\text{mm}$ 、高さはZ尺目盛の1/10即ち1/10,000の図化の場合1m」といわれているが、正式のデータを有していない。

近く研究結果が発表される予定である。



トリプレックス主要部

ロット

架台

光学系

ハンドル

図板

講和後の日本経済の問題について

(長野支部第2回総会特別講演・4月19日於松本市役所会議室)

稻葉秀三

内 容

- 講和と日本経済
- 終戦後の経済政策と経済復興計画
- 現実の日本経済の復興過程
- 日本経済の弱点
- 今後の経済対策
- 国民経済と再軍備
- 日本林業の特異性

講和と日本経済

只今御紹介に預りました稻葉であります。実は私は昨年2月から森林資源総合対策協議会の仕事を致しています。こゝでは「講和後の日本の経済の問題」、斯ういつた様なことについてお話申上げ、時間がございましたら、私共の様な一般経済を取扱つている人間が日本の林政とか林業をどういう風に見ているかということも附加さしていただきて御報告申上げたいと思うであります。

皆様も御承知の様に、この4月28日にわが日本は待ちに待つた「講和」を現実に迎えた訳であります。昨年の9月に調印は行されました。しかし実現したのは今度であります。ところで調印の直後にも色々講和と日本経済の問題が新聞紙上その他であつかわれましたが、最近になりましていよいよ講和が実現して来るという前提の下で講和後の日本の自衛再軍備はどういう風になつて行くか、また講和に伴つてわれわれ日本人の「国民生活」といつたものは上るのか、下るのか、或は日本の産業活動——これは皆様方が御担当になつておられる林業だけでなく総ての産業活動を指すのですが——が全体として、もしくはそれぞれの面でどういう道行きを示して行くのか、又「物価」はこれから騰つて行くのか下つて行くのか、或は皆様方も昨年辺りから耳新しい言葉としてお聞きになつておられる所謂、「日米経済協力」は今後どういう様になつて行くのか等々、まあ斯ういう様な種々様々の問題についてはげしい論議が斗わされている。そして私共もこのような諸点について色々聞かされたり、また逆に意見をのべる機会が多くなつてきた

のであります。その一つ一つの問題について、今日此處で御報告を致している時間がございません。そこで私は講和後の問題につきまして、われわれとして真剣に対処しなければならない部面が極めて多い。その中でも講和に伴いまして本当に日本が「独立」と「自由」をうるかどうかはわれわれ日本人の努力と日本経済の実力にかゝつてゐる。この一般的問題について私の意見をまず申しのべてみたい。今まであちらの方針によつて真直ぐに歩いて行くことが出来た。今後はそはいかない。尤も講和後も100%の自主性はない、せいぜい5, 60%の自主性が回復してきたにすぎないが、その自主性をも本当にわれわれが旨く運営出来ないといつた様なことになりますると、経済は却つて悪くなるし政治はもつと悪くなる。斯ういつた様な懸念も感じられますので、まずそいつた様な一般的な問題について私が今まで体験致しましたことをも併せて聞いていただきたいと思うのであります。

終戦後の経済政策と経済復興計画

敗戦から講和が現実化するまでに6年有余の期間を経ました。今から顧みると非常に短い期間であつたと云えないこともないと思いますが、その間にも所謂占領政策といつたものも色々変化しました。それから又日本の経済の種々様々な変転といつた様なものをもわれわれは経験したのであります。そしてそいつた様な変化と基底の上に今後の日本の経済が動いて行くであります。皆さん方はこの変化と基底を十分にお知りにならなければならないのではありますまいか。

簡単に申上げますと、私はその間の占領政策には非常に大きな二つの段階があつたと思うであります。その第一段階は何であつたかと申しますと終戦直後に行はれたボツダム宣言に依るところの日本の管理政策であつた。つまりボツダム宣言に基いて日本の「非武装化」と「民主化」を達成して行く過程であつた。それが昭和23, 4年頃から変化するといつた第二段階が訪れて來た。

私は昭和22年の7月に経済安定本部に入り、経済緊急対策やあとでお話申上げますところの経済復興計画等の立案に参加したのであります。皆様も御存知の様に日本をして再び自主的に戦争を勃発せしめない、斯ういつたこ

(講演者) 国民経済研究協会理事長・森林資源総合対策協議会常務理事

とを前提として日本の平和経済の機構を如何に整えて行くかということが当時の占領政策の一番大きな狙いであつたのであります。皆様方も御存知の様に、占領直後には日本の経済は非常な不安に襲はれておつた。それが昭和 22 年の初め頃になり稍々安定して来たのでありますが、この頃の大きな政策は所謂経済の民主化といつた様な面からする財閥の解体、そしてそのための独禁法や、事業者団体法など一連の民主化立法の制定、更に労働組合法の制定、又皆様方と非常に關係の深い農地改革という様なものが指示せられたのでした。そういう様な形で根本的に日本の経済構成を変更して行くことに努力が集中せられ、又非軍事化といつた様な面からしては軍需工業を壊滅的ならしめるためにボーレー中間案の様な苛酷な賠償計画が我が日本に与えられたのであります。

ところで戦争直後の経済過程では——これも皆様御存知でございませうが——日本は未だ平和経済と申しましてもこれを自からの力で運営して行く、そして国民生活を支えて行く、また産業の車をうまく廻して行くと云う様な事はなかなか出来なかつたのであります。総司令部は御存知の様にガリオアの援助を日本に与えまして、その援助によつて主として都市の住民に対して食糧とか、塩を与えて行く、或は国内用の棉花を供給してゆくと云つた様な途を開いた。それでも十分ではなかつたので、大体都市の生活水準は戦前の 50% 以下になり、国内生産と援助の不足分は過去の蓄積を消耗する、所謂「壳食いをする」といつた様な形で生存の最低線を賄つておつたと思うのであります。特にあとで御報告致します様に日本の鉱工業生産が戦争と同時に殆んど壊滅的に小さくなつてしまつた。今こそ石炭の生産は月に 400 万トンを上廻るといつた様なことになり、それでも石炭が足るとか足らぬとかいわれているのであります。終戦直後の昭和 20 年の 11 月には月に 50 万トンの生産しか出来ない、鉄鋼は昭和 21 年には 30 年前と同じ生産しか挙げえないといつた様な状態であつたのであります。それでも矢張り過去の蓄積と米国の援助によりまして、除々に昭和 21 年から若干国民経済は上向いて來た。

こういつた事態の上に立つて先程申上げた様に当初の民主化と非軍事化を中心とした長期の経済政策を総司令部側が構想する様になつてきたのであります。日本政府もまたこれに即応し長期的な観点に立つて経済を平和場裡に如何に再建して行くかということを計画し推進していくといつた方策をとりました。私は先程申上ました様に昭和 22 年 7 月に安本に入りそいつた様な総司令部側の雰囲気を察して、一つ日本側で将来に対する長期的な経済政策をつくつてゆこう、こちらから案をつくつて総司令部に差出して

日本側に出来るだけ有利な立場を占めて行こうといつた様なことが必要ではないか、という観点から政府の諒解を得て秘密裡に日本の経済復興計画の成案というものを昭和 23 年の初めまで約 4 ヶ月ばかりかゝつてつくり上げたのであります。

私共は当時次の様な論旨を立て米国側にこれを主張することによつて成るべく日本の経済の将来の自主自立に対するプラスを獲得しようと努力したのであります。

その一つの狙いは日本の人口問題であります。日本の人口は昭和 5 年～ 9 年平均で（現在と同じ面積で）6,633 万であります。私共が立案致しております当時の推定人口は大体 7,900 万人から 8 千万人見当であります。そして日本の人口は今後も急速に増加をして行くといつた様な運命にある。斯ういつた様な事柄から致しまして日本の人口は相当将来抑制的な措置を取つたとしても自然増加だけの面で 130 万～ 140 万から 150 万人見当にはならう。仮に 8,000 万人と云う人口を 6,633 万人で割りますすると 12% と云う事になるのであります。従つて当時向うが考えておりました昭和 5 年～ 9 年と同じ規模で日本経済を回復せしめたとしても結局人口増加だけは 1 人当りの国民所得も減るだらうし、それから人が働くといふことも少くなつて行くと云う様なことにならざるを得ない。従つて少くとも平和経済の規模は人口増加を賄つただけ大きいものにならなければならぬ。

それではそりいつた様なことを自主自立の立場に於て可能ならしむる条件は何であるかと申しますと、矢張り国民所得を支えている産業が発展して呉れるということである。そしてその産業の発展の上に貿易が立直つて呉れると云うことであります。平時の場合わが日本は食糧の 20% と工業原料の大凡 70% と云うものを外国から買つて来なければならない、その限りに於ては、自主自立の立場で日本の経済が復興しなければならないとすると、どうしても貿易が高まつて呉れるということにならざるを得ないのである。われわれは今直ぐにそれを実現することは出来ないけれども 5 ヶ年後にはその目標を実現したい、そりいつた様な観点から苛酷な賠償を日本に押しつける、また産業の発展を阻害する様な経済の抑制措置はとり止めて貰いたい。それから日本の産業を発展せしめて行くには特に鉱工業を発展せしめる必要があるが先程申しました様に原料の輸入が要る。又輸出貿易を伸そうとしても、生糸の様な全部の輸出が国内原料で賄はれるという性のものばかりではない。戦前の日本の貿易の在り方を見ましても輸入原料を入れてそれに加工して輸出して鞘を稼ぐといつた様な形が日本の貿易の大部分である。そり致しますると輸出をする為には輸入原料を事前に日本で調達していかなければならぬ

い。そういう角度からしてガリオアの援助の他に工業原料を入れてもらう過渡的な援助と、それからもう一つは貿易を立直して行くための輸出入回転基金と、この二つを米国から先づ日本に与えていたときたい。若しもそれが行わなければ日本の経済は復興してゆかないし、ガリオアの援助だけではこれは賄いきれないのだから人口の増加に随つて経済は混乱した形で推移し、他面半ば永遠に日本は米国の援助におすがりをしなければならないということになつて、それでは米国も困るであらうということになる。

話は一寸それますがわれわれが当時総司令部に参りますとお前達は米国のタックス、ペアノの負担の上で生きているのではないか、余りえらそうな事を言うなといふ様なことを言われたのであります。米国のタックスペアノの負担で生きているということはどういうことかと言えば日本への経済援助は米国の国会によつて承認されたものである。国会によつて承認され、それで政府が物を買付けて日本に送つてくれると云う訳であります。国会によつてそれが採決せられる限りに於てこれは米国民の税負担になる訳でございます。従つて私どもは過渡的に援助が多くても将来早くその全部をなくするといつた様なやり方が日本に取つても必要であるし、また米国に取つても望ましいことに相違はないということを強調しました。日本の産業が将来発展し、雇用が増加し、所得が高まり、貿易が盛んになつて行く、段々と米国に依存する度合が少くなつて行く、そうして我々は大体4、5年先には米国に援助を受けないで生きて行ける様になる、だから結局その方が日本の為でもあるし米国の為でもないか、斯ういつた様な論旨を持出した訳であります。そして現実の上では輸出入回転基金の若干、それからエロア援助が昭和23年から皆様も御承知の様にわが日本に与えられ、日本の経済復興が始つてきたのであります。鉱工業生産はその後急速に飛躍したのであります。

ところで皆様方に申上げたいのは、「それでは我が日本が所謂自主と独立をもつて何とか経済の切り盛をやつて行ける為には、どれだけの最少限の経済規模と時間を必要とするか」ということを私どもが算定したかということです。詳しいことは時間の関係上申上げ兼ねると思うのであります。簡単に申しますと次の様なことになると思つたのであります。

仮に昭和5～9年を100としますと、簡単な数字になるかも知れませんが人口は当時120%見当になつてました。このときの工業生産は昭和5～9年を100として大体43%（昭和22年度）であります。それから農業の方は林業水産業を含めまして大体85%見当であります。農業生産の実際はもつと高かつたかも知れませんが全部を併せ

るとこれ位であつた。輸出貿易は昭和22年が同じく戦前のたつた5%，都市の生活水準は国民1人当について申上ますと大体50%見当ではなかつたかと思われました。当時中には30%とかもつと以下だとか斯ういつた様なことを云はれた方もあるのでありました。現実に色々測定を致しました結果は上の様なことに統計的にならざるを得なかつたのであります。この経済のバランスと構成と云うことを一つ皆様方は御認識していただきたい。

というのは人口が120%にも殖え、そして農林水産の生産が戦前の水準まで及ばない。更に工業は戦前の3分の1強の見当にしかなつていない、生活水準が50%，輸出貿易は5%しかない、このような経済の姿は果して永続的になりたつかどうかということである。端的にいえば決して成立するものではない。恐らくこれだけの水準では40%の国民生活を確保して経済の車を動かして行くことも出来ないというのが当然ではないでせうか。都市の生活は——私は農村の生活はよく分りませんが——恐らくこれ以上であつたかもしれません。しかし平均していえばそれを10%も上廻るということはない。都市の生活が50%を保てたといふことは所得が、所謂勤労者の稼ぐところの所得が50%であつたということでない、外国の援助とそれから過去の蓄積の消耗、斯ういつた様なプラスがあつて大体これだけの水準が確保されたということであります。

ところで今後についても言い得ることでありますけれどもわれわれは直に政治と経済の独立と自主を主張したい、また世界に対して大きな発言権を回復したい。国内的な政策も本当の国民の自主的な力で決める様にしたいと考える。それならば一体斯ういつた様な経済の在り方をしていてはとてもそれは駄目だと悟らなければならない。もつと所謂バランスト・エコノミーをこの日本に実現させて行かなければならぬのであります。そのバランスト・エコノミーを如何に実現して行くか、マツカーサー元帥も云つてはる様に「経済の自立なくして政治の自由はあり得ない」ということを考えましても矢張りわれわれは斯ういつた歪んだ経済を立直し克服して行くということを考え、実行して行かなければならぬ。

私どもが第1回に提出し、更にその後1ヶ年ばかり検討しました経済復興計画（昭和23年秋完成）はこれを数字の上に展開して見たのであります。まず人口は昭和28年度には132%になる。このことは次のことを意味する。すなわち昭和28年10月1日現在の日本の人口は8,766万人になるだろうということです。以下の大体の人口は8,500万人強、今後若干予想より下りますが、おそらく現実にはそこに近いところまで行くであります。これが前記の6,633万人に比べると132%になるということ

です。そうすると仮に昭和5～9年をベースにして132%に経済力、所謂生産国民所得をもつて行く、そしてその生産国民所得が外国の援助に頼らない形でえられるようになつて行くというような国民経済の循環と経済自立が実現しえなければ昔よりも実質的に悪い経済で国民はがまんしなければならないということになるのです。

しかしながらなかなかいつた様なうまい工合に日本経済が発展して行く展望もない。そこで我々は昭和28年度の工業生産の目標を134%と農林に水産業を入れた第一次産業のそれを110%，輸出の規模を75%見当として129%の国民所得の回復を実現する。そして国民1人当たりの平均所得を97%，生活水準を90%見当までもつて行く、そして過渡的にはそれを実現する為に米国のエロア援助とそれから輸出入回転基金を獲得する、といった計画をつくり上げたのであります。

総司令部当局の日本の長期経済計画にたいする構想も、大体われわれの以上の考へ方と一致をして居りましたので、割合斯ういつた様な途が現実化する端緒が開かれたし、又皆様方も御存知の様に決してそこに十全な経済対策が行われたといふ訳ではございませんが兎も角斯ういつた様な契機を足掛りとして日本の経済は段々とその後上昇するようになつたのであります。

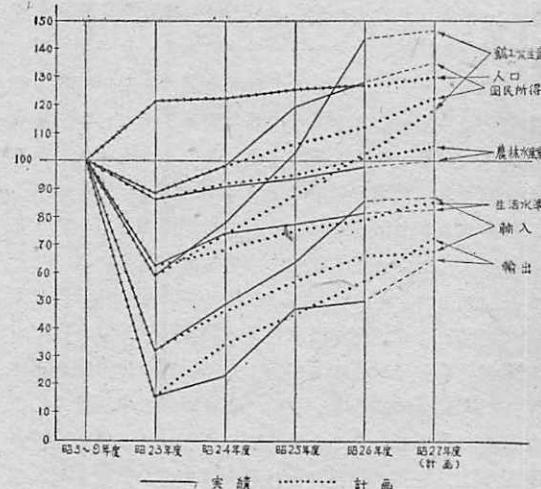
現実の日本経済の復興過程

私どもは経済の自立といふものは結局は国民生活の安定、それを基盤にした政治的な自由と向上の獲得になればならないと考へる。われわれは国際経済の正常化といふ事態の下で、いかにそれを実現してゆくかといふ第一歩を約2,000人のエツキスパートの方々の御協力でつくり上げたのであります。ところがわれわれが作り上げました斯ういつた様な構想は、吉田総理の認識不足のために公表が出来なかつたのでありますが、当時の関係者の方々のうちには大まかに申しまして、これは計画としてはまことに結構だけれども、現実にはなかなか進んで行くまいといふ予想をなさる人が多かつた。またとりまとめに参加した私どももそういう風に考へていました。事実私どももこういつた形で日本の経済が昭和28年を目指して一本調子でどんどんと高まつて行くというようなことが本当に達成出来るかどうかということにつきましては矢張り疑いなきを得なかつたのであります。

ところでこの28年ももう来年のことでございますがそれでは日本の経済の現実は占領下において果して何處まで回復して来たか、私どもはすでに26年の実績を現実に知つております。そして27年の所謂政府と総司令部が考えておりまする経済の水準といふことをも唯單に空想

ではなくして、現実の問題として登場してきている訳であります。

そこで結論的にいふことは28年を待たずして日本の経済力は当然私共が考えておりました水準よりも相当高く且つ早く回復し飛躍をしたということであります。個々の部面について必ずしもこの点が言えるかどうかは問題であります。全体についてはこの様に言い得られるのではないかと思うのであります。このことを簡単に御報告しませう。



人口は今27年度を中心にして申しますと、8,600万人見當にならう。さきにも一寸申しました様に大体私どもの予想通り人口は進んでいる。但し最近になりまして予想よりも出生率が非常に下つて來た。斯ういつた様な好ましい傾向がある。これに対しまして工業生産は朝鮮動乱以後更に飛躍的に上昇致しまして昭和5～9年の基準で計算を致しますと、昭和26年度の実績が145%見當、今27年度は150%ぐらいにならうといわれています。農業も今27年度の政府の推定では100%、林業は123%、水産は100%といふことになつておりますが、実際の農業の生産力はもつと高いといふことを考へますと、第一次産業の生産も恐らく實際はわれわれの計画を上回つてゐるだらうと考えられる。ところで上表のグラフを皆様方が見られても判るように注意をしなければならないのは、当初われわれが目標にし、その実現を念願しながらついに計画上それを達成することが出来なかつた「人口と国民所得の一一致」ということと、もう一つは「日本経済の自立」ということが昭和28年度をまたないで、昨昭和26年度にこの日本で実現したことであります。

昭和26年度で昭和5～9年をベースにした人口と国民所得の一一致が実現したことをこのグラフは説明しています。それから日本は昨昭和26年7月から米国との経済援助

をうけないで国際収支を均衡することに成功した。それどころか相当多額のドル・ポンド・オープン、アカウントの外貨を蓄積することが出来たのであります。

これは一体どういうわけでありませうか。簡単にいえば国際経済が正常化しないで、逆の対立の方向に走ったということ、もつと端的にいえば、朝鮮動乱が勃発したからであります。この点はあとにゆづつて、この様にぞましい経済の発展をとげましたが、余り十分でない、逆にマイナスの方向に進んだ経済部面もあるのであります。

その一つは輸出貿易です。輸出の実績はわれわれの計画ほども伸びていない。昭和 26 年度の実績は 5 ~ 9 年のそれの 50% 見当であります。都市の生活水準は何処ら辺まで行つているかと云へばこれは未だ 90% までには来ておりません。安本の報告では昨年度で都市と農村をあわして 80% 強であります。しかも都市の生活が最近停滞を示しているといつた様なことになつています。

この様なマイナスの面もないことはありませんが、ともかく日本の経済の現実はわれわれの予想を裏切つて相当高くなつてゐることは事実である。ただ最近よくいわれることですが「跛行的」になつてゐるのです。一番重要な点と致しましては当初の計画では昭和 28 年になつて米国の援助を貰わずに日本の経済はやつて行く、そいつた様な想定を立つたのですが、さきほど一寸申しました様に昨年の 7 月 1 日から、一本立ちをすることが出来たということであります。苦しいかと申しますと実は昨年の 7 月以降はそり輸出のはびなかつたが逆にドルが段々と貯つて行く。今年の 3 月末には 6 億ドルというドルが日本に貯つてゐる、その他にポンドとかオープン、アカウントのお金を合せますと日本は国際収支の面で赤字を出すどころか逆に 10 億ドルに匹敵する、日本の金で計算致しますと実に 3,600 億円にも達する外国から物を買い得るだけの余力を日本の政府は蓄積しているといつた様なことになつてゐるのであります。一体どうしてそういう手品が出来たかということはあとで申上たいと思います。

この様に全体的な日本の経済の回復工合は予想よりは遙かに上昇をした。そして今やわれわれはその上昇過程で講和を迎えて自主と独立を達成しようという段階に到達した。これだけ申上げれば皆様方は非常に結構なことだとお喜びになるかも知れませんが、兎も角事実を率直に御報告申上げますれば斯ういつた様な成行になつてゐるということであります。

日本経済の弱點

ではどのような基礎の上に斯ういつたことが達成出来たか、もう一つわれわれが念願した「経済自立」が 28 年を

待たずして昭和 26 年に完全に達成し得られたかということになりますが、実は私はこれはまだ決して完全ぢやないと思うのであります。私としてはそういうことを言わざるを得ないのであります。

ではどういう理由でお前はこれだけ日本の経済が復興しているにかゝわらず十分でないといふのかと言われますと、それには色々理由が挙げられると思うのであります。

その一つは、矢張りわれわれ作業者の過少見積りから日本の経済の彈力性、殊に国民自からの努力をわれわれが小さく評価をしておつた、斯ういつた様な要素がないことはないと思いますが、それよりも大きな問題は当初の策定方針が現実の条件の上で非常に変つて來たということであります。それは端的に申上げますと、占領政策の主体が今や当初の「民主化」、「非武装化」といつた様な過程からその後の国際情勢の変化によりまして非常に大きく変化をして來た。これが一番実は見せかけの日本の経済が大きく復興し安定して呉れたといふ大きな根拠であります。このことをもう少し詳しく御説明申上げますと当初は先程申しました様に日本の民主化と非武装化政策が取られた、ところが世界は平和の方へむかひ反対の方向へ進んでいった。そして国際情勢が段々と変化して行き「冷い対立」が「熱い対立」になつて行つた。その熱かい対立は朝鮮動乱の勃発といつた様な情勢に際会して余計にはつきりしてきました、今や世界の各国は平常経済を賄いながらも、同時に国防経済再軍備といつたものをしなければならないといふ様になつて來た。斯ういつた様な変化が日本の経済上昇を招来せしめた大きな原因となつた。或はドルやポンドが日本に大きく貯つて呉れたところの大きな原因ともなつたといふことであります。その限りではわれわれ日本人は本当の努力によつて、すなわち国内産業の合理化や近代化あるいは国内市場の開拓や資源の保全開発といつた様なことをしてこゝまで到達して來たといふのではない。それとは非常に異なることによつて経済を上昇せしめたのであります。

第二にこのことは次の点を示唆する。すなわち朝鮮動乱がおこらなかつたならば、日本の経済の現水準を保つことは出来えなかつたであらうと。皆さんも御存知のように昭和 24 年にドッジ氏が日本にお出でになつて、所謂超均衡財政といふものを確立された。この超均衡財政の下では所謂インフレの要因がない、だからその後は物価の上昇といふものもそろ大幅には起らなくなつた。ところが今度は逆に物を造つても売れにくいといふ様な現象が出て参りました、企業の合理化とか集中、更に中小企業の没落といつた様な情勢が段々とげしくなつて参つたのであります。朝鮮動乱なかりせば昭和 25 年の下期は非常に大へんなことに日本経済がなるだらうと考えられておつたのでありま

す。ところが昭和 25 年 6 月を転機として日本の産業の全部とは申しませんが相当多くの部分が急速に蘇えるといふ幸運を経験したのであります。それは何であるかと申しますとその一つは「特需」である。特需は朝鮮動乱勃発から現在までに契約と致しまして約 6 億ドル見当出ている。これらの契約高の 70% 見当が朝鮮関係であるといわれてゐるのであります。斯ういつた様なことで所謂金ヘン景気が生じて参つたのであります。と同時にそれだけではなくして先程私が一寸申し上げました様に、朝鮮動乱後所謂各国の国防経済軍備が起り、各国はその経済の相当部面を国防に割かねばならぬ、その結果今までよりも輸出余力が小さくなつて来る。そして日本の輸出産業がより有利になつてくるということがおこつた。そうでなかつたら日本の輸出はもつと悪かつたであります。

第三に米国は国防経済と関連して戦略物資の買付を当初相当広汎にやつた訳です。戦略物資とは何であるかと申しますと、アジャ地区についていえば例えばゴムでありますとか、錫でありますとか、タンクステンとかいう様なもので米国の経済力にものを言はせて大量に買付をした。すると世界の金ヘンの原料相場が上り、且つ輸出国には思わぬお金がころがりこんで来た。そのお金をインドネシアにしてもマライにしてもじつと積んでおいた訳ではないで品物を外国から買つて來るのに使用した。そして日本の品物に対する海外からの有効需要が増加した、購買力が殖えていつた、といふ様なこともある訳であります。この様な波によつてそれ程大きな増加といふ訳ではございませんけれども、輸出が相当のびた。

それからもう一つ、たとえば沖縄基地建設その他が進められたことによつて日本人の雇用が殖えてドルが入つて來た。また駐留軍の国内消費でドルが貯つた。この様に様々の原因で日本に外貨が蓄積せられた、それによつて間接的には日本の経済が全体と致しましては私どもが思つたよりも復興をしたと考へられるのであります。

しかし今やそいつたプラスに対する調整過程が講和と共に国際経済の中だるみと関連してこの日本に始まろうとしています。御存知の米国は今年の 1 月に国防動員計画を 2 ヶ年ばかり延長するといふことを声明しました。世界の経済は今では米国の手に握られているといふ様なこともございまして今度は国際経済の中だるみの第二波が世界におし寄せ米国以外の自由世界に経済の中だるみとか停滞が発生しているのであります。

こゝで私が皆様方に特に申上げたい点はこの様に経済は発展したけれども、これは決して安定した姿であり、日本の経済がもう大丈夫だといふ様にはまだなつていないといふことであります。これが大事なことであります、不完

全な安定していない自立の下ではこの様な総体としてのプラスの情勢が過ぎ去つてしまえば日本の経済は現在の水準すら維持をするということに事欠くという様なことになるかもしれません。日本の政治、その独立と自由もその限りでは余り十分ではない現在よりもさらに脅かされる事態が発生しないとも限らない。出来うればこの基礎の上に更に歩を進めてつと日本の経済を安定した条件の下へもつて行くということをわれわれが自主的に出来るかぎり講和後実行して行かなければならないといふことであります。

その一つの参考資料として私は経済の現実の上から次の様な事實を皆様に申上げておきたい。日本と最も現在経済的に関係の深いのは米国であります、日本と米国との貿易関係はどういうことになつてゐるかと申しますと、日本は昨年米国その他地域から 10 億ドル位の物を買つてゐる訳であります。そしてその輸入のおよそ 3 分の 1 が食糧です。食糧は皆様も御存知の様に当初は米国のガリオア援助によつて賄はれておつた。段々日本にお金が出来まして日本は食糧を外国から自分のお金で輸入する様になり、今では 100% 自分のお金で買つていますが、その相手先の一番大きいのが米国です。その次のもう 3 分の 1 を日本は米国からの綿花輸入にあてています。その残りの 3 分の 1 が大体大まかに申しまして石油でありますとか、石炭とか鉄鉱石とか雑品にててゐるであります。では、日本は米国に対してどの位昨年物を輸出したかと申しますと実際はたつた 3 億ドルに過ぎないのです。この 3 億ドルには御当地と極めて関係の深い生糸なんかも入つています。戦前は日本は米国との貿易につきましては大体バーバーであつたのであります。

つまり輸出と輸入の面で赤字はそう出なかつた。ところが昨 26 年には斯ういつた様な姿になつてゐる。そう致しまして 10 億と 3 億ドルの差 7 億ドルといつた赤字が当然出るべきはずである。普通ならばドルがなければ米国から物が入らないというのが当然でありますが、しかし実際には 10 億ドルの物が入つてゐる。それはどうしてかと申しますと、これはからくりでもなんでもない。眞實に日本はドルを出して買つてゐるのです。ではどうして別口にドルが貯つたかといふと正常な貿易以外のドルの受取りが非常に日本に多かつたからであります。それは何であるかと申しますと特需によつて 4 億ドル位のお金が入り、又進駐軍、米国の文官その他外国人が占領政策と関連して日本で使つたお金、例えはお土産物を買うとかパンパンを買うとかいつた様なこともあるですが、これが月 2,500 万ドル位、年間にすると 3 億ドルもあるといふことになつてゐる。その他に米国の国防費から支出されるドル支払が未だある。その他の貿易外取扱の受取りも合して 9 億ドル強に

のぼり貿易面では7億ドル位の不足にはなるけれどもこれをうめて2億ドルのプラスを残すという様な状況になつてゐる訳であります。

ドツジ氏は特需を当にして日本の経済の自立をしてはいけないということをおつしやつておりますが、本当に斯ういつた様な姿の下では日本は独立と自主をかちえたとしても十分なりとはいえないでせう。こういつた条件が日本になくなれば日本の経済の自立と安定は余計に小さくなり、脅かされるという様な懸念も強いのであります。われわれはそれをもつと無くして行くということを考え、又実行して行かなければならぬのであります。

今後の経済対策

そこで私は今後の経済バランスの上から非常に切実に感じている点を皆様方に御指摘申上げ本講演の結論にしたいと思うのであります。ではこういつた弱点をなくする方策は全然ないのか、と申しますと、私は必ずしもそろは考へない。日本の経済をもつと安定した基礎の上にもつて行く為には、大まかに申して次の二つの部面からの対策をもつと果敢に今後打立てて行かなければならぬと思います。

その一つの対策は何であるかと申しますと、ドルからの輸入を節約することをわれわれはもつと実行して行かなければならぬということである。何によつて可能であるかと申しますと、簡単な言葉で申上げますならば、国内資源をもつと経済的に培養して行くということであります。もつと端的に申上げますと現在250万トン乃至300万トン輸入している食糧を、少くとも半額まで国内の増産と南方からの輸入によつて経済的に成立し得る様にわれわれが努力して行くであります。それからもう一つ国内衣料のために使つてゐる輸入綿花を国内の化学繊維や合成繊維によつて出来るだけ経済的に置替えて行くであります。もつとその他にも国内資源を活用する。しかも「経済ベース」で生かして行くことが大切です。後で申上げます様に、林業が果して正しい政策によつて今後運営せられて行くだけの条件があるかないかと云つた様な点が非常に問題でございませうが、その他にも国内資源を活用して行くという様な途をもつと果敢に打立てて行かなければならぬ。と申しますのは昔の日本の経済はそれを支えて行くところの産業を有つておつた。ところが今ではわれわれは将来を支えて行くところの産業を有つてないからであります。

戦前の日本には繊維産業といふものがあつた。端的に申上げまして繊維産業が日本全体の経済の支えになつておつたと思うのであります。生糸は御存知の様に70万俵も生産され、その中50万俵が米国にどんどん輸出されて外貨

を獲得しておつた。日本の綿業は世界的水準にまで追付いて、印度から安い綿花を買いそれを米綿その他と混綿することによつて多くの輸出を行ひ相当沢山の外貨を稼いで呉れた。更に朝鮮、中国にまで日本の紡績は資本進出を行つた。その他にも色々と繊維産業のプラスはあつた訳であります。これらの繊維産業の発展の上に、われわれの食糧輸入とか他の国内用の工業原料の輸入とかで賄はれておつたといつても過言ではない。そして国際収支はそれほど不健全ではなかつた。しかもその余力をもつて軍需工業を育成して行くという経済力をもつておつたのであります。

ところが今やその肝心の繊維産業は終戦後どうなつてゐるかと申しますと、最早昔の様な条件で安定してやつて行けるといふ訳ではない。今は不景気で青筋吐息でありますけれども先にはまた若干立直るでしよう。兎も角賣えたりといえども日本の産業の中で国際的に通用し得るものたつた二つしかない。その一つは綿業でありもう一つは化織であるということは事実である。しかしそれにしても綿業や化織さえももう昔の様に日本の経済の扱い手に十分なり得ないし、又今後もなり得なくなつて來た。日本の綿業は戦前の最高の50%見當までその生産が回復したのであります。そこで略々行詰りといつた様な格好になつてゐる。日本の化学工業も昔の最高の4分の3見當の生産まで行つて略々こゝで飽和点に到達しているといふ様な苦難に直面している。生糸は最早昔日の隆昌を経済的には殆ど取戻し得ないであろうといふことも確実になつた。

これらの産業は自分自身の産業の中では輸出入を何とかやつて行けるであります。併しながら昔の様に他の産業や国民生活をも十分需すだけの力を最早持つていません。

本当に今後永続的に日本の経済を安定せしむるためにはわれわれはそれに代るところの産業を育成して行くか、若くは逆に輸入をへらしても9,000万人の国民が生きて行けるといつた様な政策を経済的に成立しめてゆかなければならぬであります。でなければわれわれは半ば「植民地的」な形で日本の経済を賄つて行くといふ様な対策を取らなければならぬであります。

では次に第二の政策は何であるかと申しますと、それは繊維工業以外の他の産業をもつと合理化し高度化して国際的にももつと競争出来る様に育成して行くといふ措置を今の中に講じておかなければならぬといふことであります。私は過日公表された経済同友会の「講和後の日本の経済政策」の作案に参加し、これは新聞にも出たのであります。その基本的な構想は唯単に特需に依存するといつだけではなく、特需とか貿易外収支の受取りがある間に将来われわれ國民が国際正常化の場合にも生きて行けるだけの素地をこゝで果敢に打出してゆく。もつと産業人もこれに努

力して、そういう態勢をつくり上げて行こうというところにあります。今の日本の産業界にもそういう考へ方の支持者が出て来ました。最早自由経済の均衡だけで日本の経済が進む得るといつた様な時代は過ぎ去つたのだと私どもは確信するのであります。

これは輸出産業の育成のための合理化、近代化を押しすすめるということです。

とにかくこの二つの面からの対策を私は仕上げて行かなければ本当に日本の経済は安定もし、自立し、強い発言権をもつてわが日本が世界に自分の立場を主張するということは出来ないのではないかと思うのであります。そういうこともしないでハツタリと思いつきで日本をよくしてゆける政治家がおいでになつたとしたら、それは余程「天才」であります。御存知の様に明治初年から 60 年かゝつて日本は世界の一等国になつた。それは日本が経済的にも一等国になつたからであり、そのときにはじめて日本は政治的にも一等国並の発言が出来るようになつた訳であります。その事実を忘れて講和になればこれからは世界に対してどんなことも言へましよう、俺はこれから 2 ヶ年間で日本の経済を十分回復せしめて見せる、俺は斯うするんだといふことをいつて嘘やハツタリでごまかしてゆく政治家がいるとしたらこれは御信用にならない方が良いと私は思うのであります。

独立と自由をかち得るために頗る經濟の基盤と産業構成を本当にこゝで立直して行くといつた様な覚悟を国民が打立て、行かなければならぬと私は考える訳であります。今やそのことを自動的にわれわれが解決しなければならない時期が眼の前に来ていると思うのであります。

國民經濟と再軍備

ところで講和後の日本の經濟としてその他にも色々の問題があるのであります。例えば先程も一寸申上げましたが、「賠償」がどうなるか、「日米經濟協力」はどうなつて行くか、或は日本の「再軍備」はどうなつて行くかといふことなどは非常に重要な問題であります。そこで先づ第一に日本の再軍備についてお話し申上げたい。これについては色々な議論が目下国内でたゞかはされている。段々これから自由な発言をすることはむづかしくなつて来るかも知れませんが、兎も角現段階ではわれわれは再軍備とは再軍備と經濟の関係については発言をするということは自由であります。私は日本の再軍備については「個人的」に斯ういう風に考えています。日本の一部には国防はしなくても良い、國連に委しておけばよいという議論をする方もありましょうが、現実のコースを考え又國の独立自主ということを考えた場合独立國は自分の國を防衛するだけの責

任は当然生じて來ると私は思うのであります。その点では私は日本の自衛力強化ということについて反対するものではありません。唯私の憂うるところは「經濟の能力を逸脱して日本の自衛再軍備が大きくなつて参ります」と國民經濟に混乱が生じてくる過去の經驗に鑑み、われわれとしてはこの際眞の日本經濟の自立と安定と復興を第一眼目として今内に将来の素地をつくつて行くことを心がけてゆかなければならぬということであります。無反省に自衛力強化或は再軍備が行われると、日本の将来の發展或は民主化といつたものは現実の上ではより苦難に直面して行くであります。

ところで最近日本の自衛力強化とか或は講和後に於ける安全保謹条約に伴いまして米軍の進駐ということが問題になつて来ている。もう一つの特長と致しまして日本の防衛問題について旧軍人、その他の方々が色々な形での仮想敵国の進駐に備えて、どの位の防衛力を日本が有たなければならぬかということを計算されているという事実があります。その一部は新聞に報道されています。

私はどの程度の軍備を有てば仮想敵国の進駐に備えてわが方の防衛が出来るか、ということを技術的に算定する能力がない。唯私は經濟的な面から見ましてそれが經濟力の限度を超えてなされると致しますと、寧ろ國民經濟、國民生活或は防衛そのものにマイナス的因素が転移して來るのではないかという様なことを恐れる訳であります。例えば色々な案が出ておりますし、又新聞や雑誌の中には私を再軍備論者の 1 人の人間として紹介しているものもありますが、私がこゝで言い得ることは、最近そいつた様な軍事専門家の方々によつて立てられました案を拝見致しましたと、かりに数年後に日本がアメリカ軍の撤退に備えて所謂安全のために保有すべき最少限の軍事能力としてこれらの専門家が言つておられますのは、陸軍的なもの——これは色々の人によつて違うのでありますけれども——まあ 25 万から 30 万人見當有つて行かなければならぬ、それから海軍的なもの、即ち艦船について言えば 30 万トンから 40 万トン見當の艦船をこの日本は保有して行かなければならぬ。また飛行機につきましては所謂最新型のジェットを中心と致しましてそれに若干の予備機をつけまして 2,500 ~ 3,000 機見當を保有して行かなければならぬ。そしてこれらの装備は第一級装備たることを要する、この程度の軍隊をわれわれが仮に将来有てば、仮想敵国の侵略というものがあつた場合一定期間は少くともこの國土を防衛出来るといつた様に計算されているようです。

私にはこの様な計算が果して正しいかどうかということは分らない。

ところで現実の計算の問題としては御存知の様に第二次

稻葉：講和後の日本経済の問題について

大戦中或は後に非常に世界の軍備というものが高度化している。その過程を背景にして仮に一応与えられたベースで装備をした場合、どの位の費用がかゝるかを計算して見ますと、第一級装備を中心にしてこれ等のものを日本が有つとすると、その若干は友好国からも助けて貰うということを前提としましても2兆5千億円以上の金がかゝるのではないかと思うのであります。これは日本の全国民所得の半分である。尤も日本の現段階ではこの様な装備につきましてはこれを1ヶ年でやることは必要ないし、またやるとしても連合国や米国から相当高度に支援して貰えることも可能でありますから、そのほとんど全部が日本の国民の負担にならないということもありうることです。

併しながらそれよりもっと端的な問題は維持です。仮りにそれだけの軍隊をわれわれが保有して行くと致しますと、1ヶ年間のそのための経費は大体6,500億円見当になるのではないかと考えられる。尤も今は志願兵制度でありますから昔の様な徴兵制に戻せばもつと安くなるかも知れませんが、皆様も御存知の様に目下1ヶ年の國の一般会計の歳出入は8,500億円見当である。この事実を考えますと、これだけの維持を日本がやつて行くということになりますと結局他へ歛が寄る。つまり国内の資本蓄積或は国民生活に歛が寄るという様なことなしには晴い得られるものではないと私は考える訳であります。従いまして私は日本の立場というものをもつと真剣に考え、漸進的に国防を進めて行くという措置を取らなければならないと思う。自主的な防衛を排撃する訳ではない。傭兵制度よりは自主的な防衛を私も有ちたいと思います。併しながらそのもつて行く行き方については私はもつと納得の行く形で進めて行かなければならぬと思う。仮りに経済力を無視した防衛ということになりますれば、極端な言方かも知れませんが「共産主義を打破るために、或は共産主義の侵略に備えて、日本の国を防衛するためにつくった軍備が経済の跛行性を通じて国民生活や資本蓄積に歛を寄せ他方において共産主義を育成する種を蔭く」ということになつては困る訳であります。この矛盾を無視して無計画に行われますと日本にとつて決してよいことではないし、私個人としては憂うる訳であります。

昨日も或る会合で御報告したのでありますが、私個人と致しましてはそういうことを憂うるところの非常に個人的な体験を有つている訳であります。個人的なことを申上げて失礼ですが私は民間から起用せられまして昭和12年に役人になりました。そして昭和12年から16年の初めまで企画院で戦時の物資動員計画の仕事に参加しておつた訳であります。地位は非常に低かつたのでありますけれども、私の仕事の内容は実に国を動かすところの最高の仕

事即ち全部の物資動員の中核的な総合調整の仕事であり、その任務を一事務官として担当しておつた訳であります。ところが当初支那事変というものはそう拡大して行くとは考えられていかなかつた。その後段々とこれが拡大し、長期化する様な事態になり、これに対してわれわれは、国防力の安全を期するため、又段々と進んで参りまする外国の輸出制限をチェックする、たとえば米国が輸出を制限する、といった様な措置が段々と現実化して来る状況が生じて参りましたのに對処する為に、政府は日本銀行その他の金を持出して事前に米国その他から重要な国防原料或は国民生活に不可欠の原料の特別輸入を行う等をなしたのであります。これは数回しましたが、これを合せて現在の時価に換算して10億ドル見当、それに匹敵する原料その他を保有してこの分には手を着けさせぬといった様な措置を取つた訳であります。

その他に一般的の輸入につきましても、出来るだけ直ぐに使わずに将来にリザーブして置くという措置をも取りました。

ところで支那事変の進行中の昭和15年の9月頃であつたと思いますが、私どもの作業班に対し、仮に日本が両面作戦を展開した場合、日本の経済国力は果してどういうことになるかを計算しろという命令が下つて來たのであります。そしてその大体経過は矢張り後になつて現実になつて現れたのですが、それはソ連と米英國を相手にする、併し侵略の進行の主体を南方に置く。概ね半ヶ年後には日本は南方の経済圏を取つてしまふ。そして段々そこにある資源を戦略化して日本の経済力を補強して行くという前提で、日本の経済国力がどの程度上るか下るか計算しろ、ということであつたのであります。

簡単の様でございまするけれども細かく分ければ當時私どものやつておつた物資動員計画は八百何十種類に亘つてゐる。そのうち、重要な物資だけでも百何十種類あるのであります。なかなかそれを総合的に弾き出して行くということは困難であります。私がのスタッフが大努力を致しまして1ヶ月半か2ヶ月の間にそれに対する影響及び判断を調査したのであります。遺憾ながらわれわれの判断は、仮に恵まれた状況の下において日本の作戦が遂行致したとしても、日本の経済国力はジリ貧にならざるを得ない、といった結論に到達せざるを得なかつたのであります。私どもは唯單に仮定の上にたつてその調査をしたに過ぎないのであります。仮にそういう様な結論が出たとしたら、そのさい急速に米国と事を構えるということについてわが日本は慎重でなければならぬ、結局は米国の経済力と日本の経済力との競争ということが決定的な運命である。こういう風に私どもは判断した。相当それに対して同感の

方もあつたのであります。その後私はそんなことや、その他が原因になつたのかも知れませんが昭和16年の初めから約3ヶ年間圈に入るという運命を経験したのであります。最近になりまして色々とわが日本がどうして戦争に追込まれて行つたか、ということも明らかになつた様ですが、要するに政策が現実の地に着いて考えられずに、唯単に作戦担当者とか外交専門家といった様な方々の見解だけで運営せられていたというところに取りかえしのつかない大きな間違があつたと思います。この様なことが再びこの日本で又生じて来るということを私は恐れるのであります。われわれは講和後、目を外に向けるということとも必要であります。けれどももとと日本を現実に建直して行く、耐乏をしても日本の国力を充実して行く、国民生活がやつて行けるという措置をつくり上げることを私は何にも増して行わなければならぬと考える。遺憾ながら色々の方がおつしやる様にそう日本は米国経済とはなれてはやつて行けるという経済にはなつていないのであります。この現実をもわれわれは率直に認識して行く、そうした上で着実に経済国力をつくり上げ、国際経済の正常化の時態に於てもわれわれが立つて行けるという準備をやつて行かなければならぬ。私は地方で林業関係の事業にタッチしていられる皆様方に対しましても、斯ういつた様な点を認識していただきたいと思うのであります。その他色々申上げたい点もございますが、最後に林業の問題に対しまして私個人の率直な見解を皆様方に申上げて見たいと思います。

日本林業の特異性

林業は今私が申上げたことは違いまして、講和そのものからそう大きな基本的な変化を経験しないものであると思います。併し日本の経済全体がこゝでもう一遍出直して行かなければならぬということをこの私が真剣に考えますについては、日本の林業政策が果して過去に於て十全であつたか、今後に於ても日本の経済の自立と復興を目指して本当に十分な基礎の上に総合的にこれが打立てられているかどうかは反省して見る必要がありましょう。私が茲に過去1ヶ年間この方面的仕事をして体験致しましたところによると、私は率直に申しまして日本の林業政策は他の政府の政策よりも劣つている、後退しているという風にさえ、言えないことはないであります。

森林から木材や薪炭が生産されるということは何百年も何千年も前からで今も昔も変わることはない。併し日本の、或は世界の社会経済的な条件というものが異なるに連れ、私は森林のもつている社会経済的関連といふものは色々違つた角度で進んで行くし、又日本の林業政策もそういった関連で進んで行つて貰はないと意味がないと思うので

あります。この様なことを私が申上げるのはもとより「釈迦に説法」の感があると思うのでありますが、一応私は自分がやりましたさゝやかな経験から申しまして、その様に感ぜざるを得ない。ところでこの私が、日本の林業問題についてこれはえらいことだといった印象を起しましたのは先程申上げましたが、経済復興計画の第一次試案、第二次試案を打立て、おつた時であります。私は事実それほど日本の林業というものが長期的に見まして行詰つて行くといった風にはその当時までは思つていなかつた。その当時主管の方々にお集りいただきまして、日本の経済復興計画の物資需要というものを測定して行くと、少くとも計画面から一番日本の経済の発展を抑制して行くという要素になるものは日本の森林資源である、ということになつてきました。成長量を上廻る伐採を防がなければわが国の森林は消滅する、尤もこれは現在半ば常識となつてゐる訳であります。そういう風に言わしながら日本では矢張り昔のように困れば外国の木材が入つて来る、例えば樟太の木材が入つて来る、といった様な認識がまだあるのではないかと思います。私どもが色々需給推算を致して参りますと木材が供給出来ない為に住宅計画を——これは架空な計画であつたかも知れませんが——小さくして行く、他の計画を押えて行くという様なことで計画上の辻褄を合せざるを得なかつたのであります。それではその後本当に日本の森林を保護育成するための政策を政府がお立てになり推進されたかと申しますと、実際は決してそうではなかつた、というのが事実ではないかと思うであります。昭和25年から26年に至つて経済自立計画は年々2,000万石の需給が食違つた儘報告書を作つてしまつという様なことになつたのであります。こゝで森林法その他の問題についても申上げたいと思うのでありますけれども、私は森林政策の確立がもとと総合的な観点から立ち立てられる、技術と経済の総合した分野からはつきりした姿で長期的に打立てられる、そして皆様方の個々の御仕事がそれと結付いて進んで行くという様なことがこれからは是非とも必要ではないのかと思うであります。昨年の森林法の改正が行われた際にも私どもは要望しておいたのですが、御存知の様に私共の団体は生産者と消費者の両方集つた様な団体でございまして、森林法が改正せらるゝに当り、その生長量を上廻るところの伐採を制限するということについては同感だ、併しながらそれだけでは日本の問題は解決しない。経済自立との関係で需要量との調整を如何にしてゆくか、ということが一番必要な問題だといつざるを得なかつたのであります。

ところが一応そういう點が打立てられたのであります。今の段階で私共が申上げたい点は、皆様方の森

林政策は森林法を制定せられたにも拘らず実際は後退しているということあります。私は今青森県の経済顧問をしていますが、実はこの間青森県に参つてびつくりしたのであります。森林法が制定せられたのにも拘らず、県庁で予想したよりも伐採の許可申請に来ている者はたつた2割見当である。それでは予定の2割しか青森では民有林の木を伐つていないのかと言えば実際はそうではなくして、殆んど許可を得ないでどんどんと伐つている状況である。それを役所は咎めずじつとしている。これは唯単に青森だけでなくして他所にも相當にあるケースではないかと思う。法律の立て放し、運営を十分していないという様な欠陥が特に林野庁以外の、国有林以外の地方の林業においてはあるのではないかと思うのであります。この間私どもは林野庁と一緒に「森林泥棒」という映画の試写会を東京でやり好評を博したのですが、あの中に出てる様な森林法の完全実施を自分の任務にして奸悪者と闘い自分の身を挺して森林法の実行に当つてはいたった様なケースは今のところ私は皆様方を前にして非常に失礼ではございますが余りないと思う。主体的な条件は法律の制定にも拘らず現実には余りうまく確立されていないのではないか。そして実際以上に過伐が行われ、森林法の制定にも拘らず、長期的には日本の森林資源が荒廃しているのではないかと思うのであります。

もう一つ私どもが不思議に思うのは「森林の蓄積」ということあります。30年経てば日本の山は丸裸になる筈でありますが、実際の森林の蓄積量はもつと大きいのではないかと思う。それが役所の場合簡単に計算せられて、先程松川さんがおつしやつた様に個々の地点そのものについて十分把握せられていない、斯ういつた様な点について私は非常に欠陥があると思う。そういう様な形で森林法は制定せられた、伐採の後には早く植林をしなければならない、植林をする場合出来るだけ生長量の早い需要とマッチをする木を植えて行かなければならぬなどと斯ういつた様なことが言われてゐる訳ですが、現実にはそれはどの程度まで旨く実行されているかどうか、斯ういつた様なことにつきまして私は矢張り疑問なきを得ない。

もう一つ私どもは昨年他の林業団体と一緒になりまして公共事業費の中の林業予算を増加したいという運動に挺身しました。森林法は今年から実施される、だから少くとも去年よりも2倍の公共事業費をいたゞきたい、そしてわれわれは奥地林道の開発、造林を出来るだけ効果的にやつて行きたい、というのがその目途でした。その際の主計官と言われる大蔵省の佐竹君が私に逆に質問したのであります。これ以上奥地林道をつくつても人手がない、また林道をつけたとしても今の儘では荒廃を促進する、そして里山

の荒廃ならまだ宜しいが奥地林が荒廃して仕舞えばこれはとんでもないことになる、電源開発も出来ない、洪水が起るというのです。それに対する十分な体勢が林野庁と地方庁にない以上自分達は予算の増額はなかなか認められぬということでした。その佐竹君の意見には誤解の点もないことはないでしょう。しかし私は林業政策の技術と指導は国有林に関する限りは進んでいる。併しながら日本の森林全体の保全と育成ということについて、皆さん方がどの程度に熱意と努力でおやりになつてゐるかということに対しまして、又それに対する措置が現在の予算と人的配置において果して十分なりと皆様方がお考えになつて積極的にやつて居られるかどうかということにつきましては私は疑問なきを得ないのであります。端的に申しまするならば、私は林野庁といふ役所は唯単に国有林の管理をするという役所であつてはならない。国有林の木材を売るだけの役所であつてはならない。日本の全林野を指導育成して行くという役所でなければならぬと思うのであります。従つて私どもは今の林野庁がもつと育成部門に重点をうつし、もつと本来の民有林を中心とした森林の保護育成をして日本の林政をもつと統合して行かなければならないと思うのであります。

森林には公益性と経済性の双方が考慮されなければならぬ。その二つが旨く混つて行かない問題は解決しないのではないかと私は考える。

ところで他の政策の面、例えば農地問題とか農業政策とかいつた場合には終戦後色々の改革が進んでいます。斯ういつた様な点につきましては私は総合的な林業政策と林政の更新、地方の民有林行政の前進を心から切望致したいと思うのであります。尤も私は政策と行政機構が悪いということの根源をただ機構のせいにだけ帰するという訳ではないのであります。結局林業の育成を妨げて行く一番大きな要素は資金の不足にあると思うのであります。従いまして予算と民間金融がもつと森林に対し旨くつく様に、林業経営の確立、更にそれに対する効果的な配分が最も講和を機会に画期的に増強しなければならないということを考えざるを得ない。

新しい森林組合の制度が出来てその改組も大分進んだ様に聞いておりますが、今の儘に置きますとますます森林組合は苦しくなつて行く、結局木材に關係の深い産業が、國から過渡的に森林に対する資金を如何に引出して行くかということが問題ではないかと思います。私は斯ういつた様な角度で森林組合の経営技術といふものが新たな関連で打立てられる必要があると思います。

まだ林業技術協会の理事者その他におはかりしている訳ではありませんが、生産と消費者の真にあるわれわれの

任務と致しましては今年は大きな二つの推進方策を打出したいと思つています。その一つは奥地林開発の問題で、奥地林開発について特別な立法をつくつて、もつと計画的に、ばらばらにならずに、奥地林が開発され、生産が行われ、後の造林が行われ、もつと効果的に使われると共に、今まで他方に心配されていた様な問題が生じない様な一つの特別な立法をつくつて貰いたい、第二の問題は関連産業から造林資金をもつと大副に林业に汲上げるために部分林制度をもつと広汎に普及せしめるということにあります。長野県でも民有林で木を伐つたままでおつぼり出されている土地がありましょう。その土地を全国民の熱意と努力によつて少しでも造林出来る様に画期的な方策を打出す。その為には部分林制度をもつともつと広汎に活用して行く、必要があると思います。

林业予算の獲得ということを今年の場合私ども森林資源

総合対策協議会は生産増強対策の非常に大きな問題として打出したいと考えています。素より専門家でない私が斯ういつたことを申上げるということは独断に過ぎるという風にお叱りを蒙るかも知れませんが、私は個人的な過去1ヶ年間さゝやかに自分の仕事をして参りました、日本の林政の問題、機構の問題、現実の在り方ということについて、果して日本の森林が一番日本の産業の陰路であるといふことが事実ならば、これで良いのかという疑問をもたざるを得なかつたのであります。この点一つ皆様方も御奮起していただきたい。それでもつと日本の森林が育成される様に技術の面、資金の面、指導力の面でお働きを願いたいと思うのであります。

非常に長時間取り止めのないお話を申上げ恐縮であります、がこれで私の話を終りたいと思います。(拍手)

古書斡旋

○下記は会員、其他の委託品価格で、御註文に対し本会は送料の外、斡旋手数料として其の一割を申受けます。

本多 静六 本多造林学(本論) 摘	1000	東京営林局 栗林の經營(昭11)	150
〃 (各論・あかちあ樹編)	300	大日本山林会 山村の副業(昭10)	50
〃 実地造林の指導(昭11)	150	三浦伊八郎 熱帯林業(昭19)	300
中村賢太郎 造林学隨想(正・続)	200	東大演習林 台湾に生育すべき熱帯林木調査(薬木、香木類の2)(昭2)	350
奥田 東 土壤肥料綜説(昭23)	120	" "	
秋田営林局 管内天然生林の施業に就て(大15)	180	(唐木類の1, 2)(大9~7)	600
熊本営林局 火山降灰地に於ける造林上の一考察(昭6)	200	朝鮮總督府 冠帽峰附近森林植物調査書(昭10)	500
青森林友協会 国土再建造林技術講演集(昭22)	150	神宮司庁林務課 神宮神域の老樹名木(大15)	120
松浦作治郎 台湾ひのき、べにひの稚樹、稚苗の消長と環境要素との関係(昭17)	800	群馬県林務課 群馬県の林業(昭9)	200
吉田 正男 理論森林經理学(昭12)	300	宮下 保雄 北米合衆国の森林及び林業(大15)	100
植村恒三郎 改訂森林經理学(大13)	650	山林局 初等中等諸学校の学林(昭13)	150
林業試験場 すぎの樹令查定及植栽年度鑑定法に関する研究(大9)	300	三浦伊八郎 林業実験と実習(昭23)	200
北海道 府 伐採に関する調査並実験報告(昭11)	700	山林局 本邦森林金融事情(昭16)	100
山林局 焼畑及切替畑に関する調査(昭11)	300	大崎 六郎 山林の管理(昭23)	100
〃 ひめやしやぶし及やしやぶしと砂防植栽成績(昭8)	200	米国農務省 林業の新知識(森林局長の報告書)(昭24)	100
〃 にせあかしあ樹と砂防植栽成績(昭8)	150	永見 健一 造園學(昭7)	2200
新島 善直 森林昆虫学(大2)	800	田村 剛 實用庭園學植物篇(昭5)	250
山林局 四十雀類の食性に関する調査成績(昭10)	150	" 世界造園圖集(昭4)	650
北海道林試 北海道に於ける鳥巣組の沿革と野幌国有林に於ける試験成績(昭18)	100	野間 守人 図解庭園樹木手入法(大12)	600
北島 君三 樹病及木材腐朽論(昭8)	1650	内田・下村 原色鳥類図譜(昭11)	500/58
関谷 文彦 木材工芸学(昭8)	900	日比野貴三 實用木材銘鑑(昭9)	3700
熊本営林局 茂道松、日向赤松及霧島赤松の強度に関する一資料(昭17)	100	渡辺 全 世界樹木字彙(明43)	200
泉 岩太 ベニヤ及合板製造法(大14)	100	本多 静六 森林家必携(昭25)	600
農商務省 林業に関する副業資料(大3)	250	森林治水氣象彙報 1~11(大11~昭6)	5000
		北大演習林研究報告 1の1~14の1(大4~昭23)	
		4冊欠	18,000
		北海道林業試験場彙報 1~6(昭15~18)	1冊欠 1000
		Forestry of "Sugi" and "Karamatsu" 1926	300

九州支部総会の記

本協会九州支部の総会は去る6月7日9時から、宮崎大学講堂で日本林学会九州支部総会と共に開かれた。

この日は前日来から梅雨模様の蒸し暑い天候であつたにも拘らず、宮崎県をはじめ九州七県から多数の民間会員、団体会社の代表者、地方庁関係者、営林局署員、各大学その他学校関係者、中央からは本部理事長等参集、参会者は約250名の盛況であつた。職能団体に対する全九州林業人の盛り上る熱意が、講和発効後伸び上にも昇しつゝある事實を如実に物語る極めて心強い総会であつた。

総会は、片山常任委員の開会の辞に始まり、田中常任委員の会務報告があり、議事は大賀議長司会の下に、6の議案につき、野村市郎氏説明に当り、滞りなく円満裡に進行決定した。次で大坪支部長代理片山常任委員の挨拶、松川理事長の祝辞と要望の開陳があり、最後に相馬常任委員の閉会の辞によつて11時満場拍手のうちに終了した。会の次第は概ね次の通りである。

日本林業技術協会 九州支部総会次第

- 1 開会の辞
- 2 議長選出
- 3 会務報告
- 4 議事
 - 1 役員改選の件報告 (委員、常任委員)
 - 2 26年度会計決算報告
 - 3 26年度事業計画並に収支予算審議
 - 4 会員増加方策について (普通、特別会員)
 - 5 会費徴収の件
 - 6 事務担当者打合会報告
- 5 支部長挨拶
- 6 来賓祝辞
- 7 本部理事長
- 8 閉会の辞

尙本日委嘱された支部役員の氏名は次の通りである。

支部役員氏名

支 部 長	熊本営林局長	大 坪 藤 市 又 良 郎
常任委員	熊本営林局経営部長	大 片 山 佐 忠 五
"	造林課長	大 片 山 佐 良 郎
"	熊本県林務部長	大 相 中 馬 宮 静 夫
委 員	熊本営林局事業部長	二 佐 ャ 木 堅 一
"	福岡県經濟部山林課長	二 佐 ャ 木 堅 一
"	佐賀県農林部林務課長	藤 井 義 美
"	長崎県經濟部	高 津 戸 益 久
"	大分県農林部	梶 原 男
"	宮崎県林務部長	大 賀 正 男
"	鹿児島県	田 島 文 夫

支部の事務担当者は從前から引続いて熊本営林局造林課野村市郎氏である。

この席上次期総会は、長崎市で今秋林学会九州支部と共に開かれることに決定されたことは、益々洋々たる前途を思はするものがあつた。

総会終了後林学会主催の特別講演「アメリカに於ける林学研究の現状——塩谷教授」があり、午後は60余の研究題目を三会場に分けて熱心なる研究発表が行はれた。これについて、18時半から、参会者全体の懇親会が県公会堂で賑かに元氣よく催されて20時散会。翌8日からA B 2班に分れて宮崎県の誇る優秀な観光バスで市内及び県下の視察旅行に赴いた。

本會役員 (敬称略)

理 事 長	川 原 恭 佐	茂 二 (林野庁国有林課)
専務理事	松 平 野 保 大	恭 (" ")
常務理事	松 猪 瀬 田 吉	祐 場 (" 計画課)
	吉 伊 中 小 大	好 清 幸 柴 喜
	田 福 豊 岡 右	辰 伸 子 男
	島 田 小 夏	吳 初 佐 伯
	倉 伸 夏	武 治 操
	田 佐	伸 次 (東京都林務課)
	田 岛 富 岛	五 郎 (林業経済研究所)
	瀬 濱 地 近	誠 之 (林縦協)
	江 寛 大	十 郎 (国策ペルブ工業株式会社)
	太 谷 谷	太 郎 (十条製紙株式会社)
	正 谷	正 二 (王子製紙工業株式会社)
	藤 田 吉 淡	滋 (三井木材工業株式会社)
	田 谷 重 森	正 三 (谷藤製材工業株式会社)
	忠 幸 本 重	実 (北見営林局)
	川 本 重	一 (帶広営林局)
	金 一 郎	一 (札幌営林局)
	清 次 郎	巖 (岩手県)
	鼎 一 郎	一 (秋田営林局)
	弘 之	三 (福島県)
	助 助	之 (東京営林局)
	吉 之	助 (山梨県)
	忠 忠	忠 (長野営林局)
	作 作	木 下 (長野県)
	哲 夫	植 杉 (大阪営林局)
	道 道	小 杉 (奈良県)
	出 男	奥 原 日 出 (高知営林局)
	三 三	立 石 三 (徳島県)
	郎 郎	相 五 佐 又 (熊本営林局)
監 事	鳥 橋	夫 (林野庁林政課) 夫 (王子造林株式会社)

昭和 27 年 7 月 5 日印刷 頒価 40 円
昭和 27 年 7 月 10 日発行 (送料共)

林業技術 第 125 号

(改題第 32 号・発行部数 11,800 部)

編集発行人 松 原 茂哉
印刷人 山 名 富哉
印刷所 合同印刷株式会社

発行所 社團法人 日本林業技術協会
東京都千代田区六番町七番地
電話(33) 7627 番・振替東京60448番

The Ringyo Gijutsu (Forest Technics) No. 125

Published by

Nippon Ringyo Gijutsu Kyokai (Japan Forest Technical Association)

新刊案内

日本林業技術協会の新刊書は
毎月此の頁で紹介致します

林業技術叢書

第11輯 農博・理博・館脇操著 樹木の形態 (樹木学第1編)

A5版・96頁・図版65・定価125円(会員110円) 〒16円

20余年に亘る北大林学科に於ける森林植物学の講義を基としてまとめた第1編である。樹木学の根底をなす樹木の形態に関し、研究並に実際に役立ち、かつ野外に於ても容易に、しかも科学的に自然に接するように特に配慮せられたもので、出来るだけ図解を入れて用語の解説に意を注いで居る。

林業家が此の様な知識を身につけて森林に接するならば吾が国の林業は著しく躍進出来るであろう。森林樹木に関する絶好の基礎資料。

林業普及シリーズ

No. 32 林省三著 松脂の採り方とその知識 價 100円(会員90円)
〒16円

No. 33 松本由友著 しゆろ 價 100円(会員90円)
〒16円

林業解説シリーズ

第46冊 小沢準二郎著 カラマツのたれ 價 40円 〒8円

カラマツに关心を有する向は読まずばなるまい。著者は林業試験場札幌支場種子研究室長である。

(好評品切中であつた次の二冊が再版刊行されました)

第31冊 原田泰著 選木と間伐 價 各冊40円
〒3冊迄8円

第39冊 岡崎文彬著 蓄積と生長量の正しい測り方

山林局・日林協編 林業用度量衡換算表

ポケット型(A6版)・230頁・上製・良質用紙使用・定価150円(会員135円) 〒16円

曾て山林局が編集して、国有林関係全職員が、日常使用し非常に役立つものであるが、本会は今度林野庁の認可を得て此の資料の上に更に最近必要性を加えて来たヤード、ボンド法の換算表を作製増補した。長さ・面積・立積・重量その他の計量について尺貫法・メートル法及びヤード、ボンド法夫々相互の換算表を最も役に立つように見易く作つたものである。

豫約出版

大迫元雄著 本邦原野に関する研究 價 650円 〒65円

B5版・上製函入・211頁・写真108葉(原色版16葉)

昭和12年本会の前身興林会より出版され、空前の名著として讃えられた本書は、其の後各方面、特に農畜部門よりの強い要望に応え、今度本会より再版予約出版することになりました。限定版でありますから7月末迄にお忘れなくお申込下さい。

【内容】 I. 本邦原野の概況、II. 本邦原野の変遷、III. 本邦原野の主要草類、IV. 原野の更新及維持、V. 原野の保護(附)草類成長量に関する試験・林業並に野草の飼料及肥料的価値